

基山町地域防災計画

基山町防災会議

令和 7 年 5 月

目次

総 論	6
第1章 計画の目的	6
第2章 計画の性格	6
第3章 計画の前提	6
第4章 防災関係機関の事務及び業務の大綱	7
第1節 防災関係機関図	7
第2節 事務及び業務の大綱	7
第5章 基山町の地勢と災害	16
第1節 基山町の地勢及び気候風土	16
第2節 過去の災害	16
第1編 災害予防対策計画	16
第1章 自主防災体制の確立	16
第1節 防災知識の普及	16
第2節 防災訓練の徹底	17
第3節 消防団の充実及び民間防災組織の確立	18
第4節 ボランティア活動の環境整備	19
第5節 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備	20
第2章 防災体制・施設及び設備の整備	23
第1節 職員の体制	23
第2節 防災中枢機能等の確保、充実	24
第3節 防災拠点の整備	24
第4節 業務継続体制の確保	24
第5節 通信連絡施設及び設備の整備	24
第6節 水防、消防及び救助に関する施設及び設備の整備	24

第7節 災害備蓄物資の確保	25
第8節 広域防災体制の整備	25
第9節 情報の収集、連絡・伝達体制の整備.....	25
第10節 原子力防災に関する情報の収集及び連絡体制の整備	25
第11節 アスベスト使用建築物等の把握.....	26
第3章 国土保全計画	26
第1節 水系別保全計画	26
第2節 災害危険区域の設定	26
第4章 形態別災害予防.....	26
第1節 風水害に対する災害予防	26
第2節 地震に対する災害予防.....	26
第3節 土砂災害に対する災害予防.....	26
第4節 火災に対する災害予防.....	28
第5節 原子力に対する災害予防	29
第2編 災害応急対策計画	29
第1章 防災組織及び動員計画	29
第1節 災害対策連絡室	29
第2節 災害対策本部.....	31
第3節 動員計画.....	38
第4節 労務供給計画.....	39
第5節 民間団体活用計画.....	39
第6節 ボランティアの活動対策計画	40
第2章 災害情報等の伝達計画	40
第1節 注意報、警報等の発表基準.....	40
第2節 災害情報等の伝達計画.....	48

第3節 災害通信計画	49
第4節 災害情報等の収集計画	49
第5節 災害広報計画	52
第3章 応急措置等の計画	53
第1節 町長の応急措置	53
第2節 その他の応急措置	54
第4章 救助計画	55
第1節 災害救助法の適用に関する計画	55
第2節 避難計画	56
第3節 救出計画	63
第4節 食糧供給計画	64
第5節 炊き出し計画	65
第6節 衣料生活必需品等物資の供給計画	66
第7節 給水計画	67
第8節 水道施設対策計画	68
第9節 二次災害の防止活動	68
第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	69
第11節 行方不明者等の搜索、遺体の収容、火葬に関する計画	71
第12節 障害物除去計画	73
第5章 保健衛生計画	73
第1節 医療、助産計画	73
第2節 防疫計画	74
第3節 清掃計画	75
第4節 し尿の処理	76
第6章 交通及び輸送計画	76

第1節 交通施設災害応急対策計画.....	76
第2節 交通応急対策計画.....	77
第3節 輸送計画.....	78
第7章 農林対策計画	79
第1節 農林対策計画.....	79
第8章 文教対策計画	81
第1節 文教対策計画.....	81
第9章 消防・水防計画.....	83
第1節 消防計画.....	83
第2節 水防計画.....	84
第10章 公安対策計画	86
第1節 公安対策計画.....	86
第11章 自衛隊災害派遣要請計画.....	87
第1節 自衛隊災害派遣要請計画	87
第3編 災害復旧計画.....	88
第1章 災害復旧事業の促進.....	89
第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定	89
第2節 公共土木施設災害復旧計画.....	89
第3節 農林水産業施設災害復旧事業計画	90
第4節 都市災害復旧事業計画.....	90
第5節 住宅災害復旧事業計画.....	90
第6節 公立文教施設災害復旧事業計画.....	90
第7節 上下水道災害復旧計画.....	91
第8節 原子力災害復旧計画	91
第2章 災害復旧上必要な融資その他の計画	92

第1節	被災者の生活再建等への支援	92
第2節	生活資金の確保に関する計画	92
第3節	その他の生活資金に関する計画.....	93
第4節	税の徴収猶予、減免に関する計画	93
第5節	郵便事業の災害特別事務取り扱い等.....	94
第6節	農林業に対する復旧金融の確保.....	94
第7節	中小企業に対する復旧資金の確保	94
第8節	住宅に関する各種調査の違い等についての説明	95
第4編	複合災害対策計画	95
第1節	災害予防対策計画.....	95
第2節	災害応急対策計画.....	95
第3節	災害復旧計画.....	97

総 論

基山町は、その自然的条件から台風、豪雨、地震、地すべり、山くずれ等の極めて多種の災害発生要因を内包している。また今後、生活様式、産業開発等の進展に伴い、各種の事故や災害も当然予想される。更に、福島第一原子力発電所における原子力災害発生により、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が発生した場合に備える必要もある。このような状況の下、町民の安全を確保し、国土を保全することは、本町を始め地域関係者の基本的な責務であり、あらゆる手段方法を用いて万全を期さなければならない。この基山町地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 4 2 条に基づき、防災活動の効果的な実施を図るため、町の対応すべき事務を中心として計画を定めている。

第 1 章 計画の目的

この計画は、町民の生命身体及び財産を災害から保護することを終局の目的とし、災害の根絶に重点を置きつつ、最近における災害の実情に照らし、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復旧のために諸対策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、本町の防災体制の前進を図り、町民福祉の増進と、町勢の発展を期することを目的とする。

第 2 章 計画の性格

この計画は、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画と整合性を保ち、災害予防、災害応急対策、災害復旧に重点をおき、その対策実施と責任の所在を明らかにしたものである。また、関係法令や毎年の実績検討によって計画変更の必要が生じたときは計画を修正する。なお、この計画は、基山町防災会議が策定し、その推進を図るものであるが、具体的な対策の推進については、町及び各防災関係機関において連携を保ち協力しながら実施する。

第 3 章 計画の前提

この計画は、次のことを前提とする。

- ・ 台風常襲地帯としての立地条件から、暴風雨による影響を受けることを予想する。
- ・ 豪雨災害及び集中豪雨による局地的な激甚災害が発生することを予想する。
- ・ 地震、地すべり、山くずれ等の災害は、今後も発生することを予想する。
- ・ 市街地や密集地での大火災、高圧ガス・石油類等危険物による大災害を予想する。
- ・ 列車、バス等の事故により、集団的に負傷者が発生する突発重大事故を予想する。
- ・ 過去地震は、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震（最大震度 6 弱）及び平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（最大震度 7）における基山町の震度は 4 に止まっているが、震度 7 程度の発生を予想する。
- ・ 原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害発生を予想する。

第1節 防災関係機関図



1 基山町

- (１) 基山町防災会議に関する事務に関すること
- (２) 防災知識の普及・啓発に関すること
- (３) 防災に関する組織の整備に関すること
- (４) 防災に関する訓練の実施に関すること
- (５) 防災に関する物資及び資材の備蓄整備及び点検に関すること
- (６) 災害情報等の収集、伝達及び被害調査に関すること

- (7) 避難の指示に関すること
- (8) 住民等の避難、避難誘導及び救助並びに立入制限に関すること
- (9) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (10) 被災者の救難救助その他の保護に関すること
- (11) 文教対策に関すること
- (12) 清掃、防疫その他保健衛生に関すること
- (13) 施設及び設備の応急復旧に関すること
- (14) 緊急輸送の確保に関すること
- (15) 災害復旧の実施に関すること
- (16) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関すること
- (17) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への協力に関すること
- (18) 避難受入に係る協力に関すること
- (19) 汚染飲食物の摂取制限に関すること
- (20) 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること
- (21) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること
- (22) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (23) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること
- (24) 各種制限措置の解除に関すること
- (25) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること
- (26) 風評被害等の影響の軽減に関すること

2 佐賀県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
- (3) 防災に関する調査、研究に関すること
- (4) 県土保全事業に関すること
- (5) 防災に関する組織の整備に関すること
- (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
- (9) 気象情報の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- (10) 災害時の広報に関すること
- (11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
- (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること

- (13) 防疫その他保健衛生に関する事
- (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関する事
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事
- (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事
- (17) ボランティアの活動の環境整備、受入窓口に関する事
- (18) 自衛隊の災害派遣に関する事
- (19) 他の都道府県との相互応援に関する事
- (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事
- (21) 災害時の文教対策に関する事
- (22) 災害復旧・復興の実施に関する事
- (23) その他県の所掌事務について防災対策に関する事

3 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部

- (1) 災害対応に関する設備及び資機材の整備に関する事
- (2) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関する事
- (3) 消防活動に関する事
- (4) 被災者の救助、救急活動に関する事
- (5) 他の消防機関等との相互応援に関する事
- (6) 町の活動の援助に関する事
- (7) 危険物施設等の保安確保に必要な規制、指導に関する事

4 鳥栖警察署

- (1) 災害警備計画に関する事
- (2) 警察通信確保に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 災害装備資機材の確保に関する事
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- (6) 防災知識の普及に関する事
- (7) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (8) 被害実態の把握に関する事
- (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- (10) 行方不明者の調査に関する事
- (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- (12) 不法事案等の予防及び取締りに関する事
- (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事

- (16) 広報活動に関する事
- (17) 遺体の見分・検視に関する事

5 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事
- エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事
- カ 災害時における警察通信の運用に関する事

(2) 九州総合通信局

- ア 非常通信体制の整備に関する事
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事
- ウ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事
- エ 災害時における電気通信の確保に関する事
- オ 非常通信の統制、管理に関する事
- カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事

(3) 福岡財務支局（佐賀財務事務所）

- ア 災害復旧事業費の査定立会に関する事
- イ 緊急を要する災害復旧事業等のための、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付けの措置に関する事
- ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事
- エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付け等の措置に関する事
- オ 関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関する事

(4) 九州厚生局

- ア 災害状況の情報収集
- イ 関係職員の現地派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(5) 佐賀労働局

- 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事

(6) 九州農政局（佐賀地域センター）

- ア 国土保全事業（農地防災事業等）の推進に関する事
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する事
- ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関する事
- エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関する事
- オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関する事
- カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関する事
- キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関する事
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関する事
- ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関する事

(7) 九州森林管理局（佐賀森林管理署）

- ア 森林治山による災害防止に関する事
- イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事
- ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関する事
- エ 林野火災対策に関する事

(8) 九州経済産業局

- ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- イ 災害時の物価安定対策に関する事
- ウ 被災商工業者への支援に関する事

(9) 九州産業保安監督部

- 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関する事

(10) 九州地方整備局（佐賀国道事務所、筑後川河川事務所）

- ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事
- イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事
- ウ 水防警報の発表及び伝達に関する事
- エ 水防活動の指導に関する事
- オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- カ 河川災害対策に関する事

(11) 九州運輸局（佐賀運輸支局）

- ア 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関する事
- イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事
- ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関する事

エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること

(12) 九州地方測量部

- ア 地殻変動の監視に関すること
- イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

(13) 福岡管区気象台（佐賀地方気象台）

- ア 気象・水象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること
- イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること
- ウ 津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること
- エ 災害時における気象資料の提供に関すること

(14) 九州地方環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること
- イ 環境監視体制の支援に関すること
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

6 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7 指定公共機関

- (1) 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、株式会社NTTドコモ（佐賀支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

- ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
- イ 気象警報の伝達に関すること
- ウ 災害時における通信の確保に関すること

- (2) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）

- ア 通貨の円滑な供給確保に関すること
- イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること

- (3) 日本赤十字社（佐賀県支部）

- ア 災害時における医療救護の実施に関すること
- イ 災害時における血液製剤の供給に関すること

- ウ 義援金品の募集、配分に関する事
- エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事

(4) 日本放送協会（佐賀放送局）

- ア 町民に対する防災知識の普及に関する事
- イ 気象（津波）予警報等の周知に関する事
- ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する事
- エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する事

(5) 西日本高速道路株式会社（九州支社、佐賀高速道路事務所）

高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事

(6) 九州旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
- イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
- ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事

(7) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）

- ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
- イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関する事
- ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事

(8) 日本通運株式会社（佐賀支店）

災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事

(9) 九州電力送配電株式会社（鳥栖配電事業所）

- ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
- イ 災害時における電力供給の確保に関する事

(10) 日本郵便株式会社（基山郵便局）

- ア 郵便物の送達確保及び郵便局の窓口業務の維持に関する事
- イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事
- ウ かんぽ生命保険業務の非常取扱に関する事
- エ 利用者の誘導避難に関する事

8 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人佐賀県LPGガス協会

LPGガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する事

- (2) 公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
 - (3) 株式会社エフエム佐賀、株式会社サガテレビ、NBCラジオ佐賀局
 - ア 町民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること
 - ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
 - (4) 一般社団法人佐賀県医師会
災害時における医療救護活動への協力に関すること
 - (5) 公益社団法人佐賀県栄養士会
災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
 - (6) 公益社団法人佐賀県看護協会
災害時における看護、保健指導に関すること
 - (7) 一般社団法人佐賀県歯科医師会
 - ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
 - イ 身元確認に対する協力に関すること
 - (8) 一般社団法人佐賀県薬剤師会
 - ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
 - イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
 - (9) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティアに関すること
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること
 - (10) 一般社団法人佐賀県建設業協会
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (1) 社会福祉法人基山町福祉協議会
災害時における福祉活動及びボランティアセンターへの協力に関すること
 - (2) 佐賀県農業協同組合
町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること

(3) 基山町商工会

災害時における、物資及び復旧資材確保の協力及び斡旋等

(4) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者

ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する
こと

イ 災害時における給水の確保に関すること

(5) 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く）

ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること

イ 災害時における通信の確保に関すること

(6) 都市ガス事業者、液化石油ガス（LPガス）事業者

ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること

イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること

(7) 病院施設の管理者

ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること

イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること

(8) 社会福祉施設の管理者

災害時における施設入所者の安全確保に関すること

(9) 私立学校等の設置者等

ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること

イ 災害時における文教対策の実施に関すること

(10) 危険物施設等の管理者

災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること

(11) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者

法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

第5章 基山町の地勢と災害

第1節 基山町の地勢及び気候風土

本町は、佐賀県の東端で筑紫平野の西部に位置し、町の大半は福岡県の筑紫野市及び小郡市に隣接している。北には脊振北山県立自然公園や基肄城跡（基山）を主峰とする筑紫の山々が連なり、南は筑紫平野につながる丘陵地帯を形成し鳥栖市に接している。

主な河川としては、南に山下川、中央に秋光川、北に高原川が流れている。

気候は、年間の平均気温約15℃、平均降雨量は約2,000mmとなっている。

なお、本町は地形の関係で近隣市町より降雨量が多い傾向にある。

第2節 過去の災害

過去の代表的な災害としては、昭和28年、昭和38年、昭和55年、平成30年の豪雨による災害が発生している。

昭和28年の豪雨では、亀の甲溜池の堤防が決壊し大量の水と土砂が流失したため、下流域の農地に大きな被害をもたらした。昭和38年の豪雨による災害では、秋光川を始めとして多くの河川が決壊したため、町の中心部の家屋は浸水し、農地が冠水した。

昭和55年の集中豪雨による災害では柿の原地区において、幅60mから150m、延長約400mにわたる土石流が発生した。幸いにして人的被害はなかったものの、約25,000トンの土石が流出し家屋8棟が被災するなど、土石流の恐ろしさを見せつけた。

平成30年7月豪雨では、基山町で降り始めからの総雨量458.0mm、6日16時から17時の間で時間最大54.0mmの大雨を記録し、第6区丸林地区において土石流の影響により2件の家屋が被災し、実松川下流付近では河川の氾濫により2件の床下浸水、亀の甲ため池では雨水の浸透により法面の表層が崩壊した。

第1編 災害予防対策計画

自然災害等を完全に防ぐことは困難である。しかし、同じような災害が発生しても、災害に対する知識や備えによりその被害は大きく減少されると言われている。被害を最少限にくい止めるため、この災害予防対策計画に従い、災害に対する知識の普及や備えをするものとする。

第1章 自主防災体制の確立

第1節 防災知識の普及

防災活動を円滑に行うため、あらゆる機会に多くの媒体を利用して、町民及び関係職員に対して、災害予防や災害応急対策等の災害に関する防災知識の普及を図るものとする。

1 職員への防災教育の実施

(1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築その他風水害対策に必要な技術の習得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

各防災関係機関は、災害に関する科学的専門的知識について職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

2 町民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、町民に対して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。防災知識の普及にあたっては要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズ、家庭動物の飼養の有無など、多様な視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発等

町及び防災関係機関は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、防災週間及び防災関連行事等を通じ、町民に対し次の事項について普及・啓発を図る。

ア 家庭での予防・安全対策（3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備等）

イ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難情報の発令時にとるべき行動、避難場所及び避難所での行動

ウ 災害時の家庭内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(2) 災害対策パンフレット、チラシ等の作成

町は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、防災知識の普及に努める。

3 普及の方法

(1) 広報誌、ホームページの利用

(2) 報道機関の利用

(3) 広報車の利用

(4) 研修会、講習会の開催

(5) 映画、スライドの上映

(6) 防災マップ等の配布

第2節 防災訓練の徹底

防災知識の普及、技能の修得、災害応急対策の充実を図るために、防災関係機関との緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、この計画に基づき予想される災害を想定し、防災関係機関はもとより地域住民も参加し、次の内容を含んで訓練を実施するものとする。

- (1) 動員（非常招集）訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 火災防御訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 輸送訓練
- (6) 救出、救護訓練
- (7) 炊き出し訓練
- (8) 水防訓練

なお、防災訓練は秋春の火災予防週間に合わせて年2回実施する。また、土砂災害等を想定した避難訓練を年1回実施する。

第3節 消防団の充実及び民間防災組織の確立

1 消防団活動への理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への入団促進

消防団活動は、地域との深い繋がり及び密着性の観点から消防団員の確保が必要である。

しかし、現在は消防団員数が減少傾向にあることから、消防団勧誘員による積極的な勧誘や事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進を通じて消防団への入団を促進する。

3 消防団の装備の改善

消防団が活動する上で必要な、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

4 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員」制度を検討する。

5 自主防災組織

町は、地域住民の防災に関する役割、責務等の啓発、周知を図り、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき自主防災組織の結成、育成を図るとともに、防災訓練の実施に努める。自主防災組織の育成にあたっては、地域としての防災力を最大限発揮するため、自主防災組織のリーダー育成、規約の作成、防災計画の作成、防災活動等について助言を行う。また、自主防災組織による防災訓練やリーダー研修会等への女性の参画の促進に努めるものとする。

6 自主防災組織の資機材の整備

町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4節 ボランティア活動の環境整備

1 環境の整備

町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、基山町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を行うとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、避難所運営等に関する研修や訓練への参加、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行い、環境整備に努めるものとする。

また、町は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知に努めるものとする。

2 ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容 等
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者） (2) 建築物危険判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧） (6) 福祉（介護、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助援助、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等） (12) その他特殊な技術を有する者

一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者への生活支援 (6) その他軽作業
----------	---

3 ボランティア活動支援機関との連携体制の強化

町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、町内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第5節 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

1 避難行動要支援者施設の把握及び支援

町は、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設で当該施設の利用者の風水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称と所在地を把握し、当該施設の所有者又は管理者が作成する洪水時等の避難確保計画の策定及び当該計画に基づく避難誘導等の訓練を支援するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

- (1) 町は、本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。
- (2) 町は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。
- (3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。
 - (ア) 要介護認定を受けている者
 - (イ) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障がい者（児）
 - (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者（児）
 - (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - (オ) 難病患者・発達障がい者などで特に避難支援が必要と認められる者
 - (カ) 病気やケガなどで特に避難支援が必要と認められる者
 - (キ) 上記以外の者で町又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者
 - (ク) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し町が認めた者
- (4) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記

録するものとする。

- (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする理由
 - (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項
- (5) 町は避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、町の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。
- また、町で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。
- (6) 町は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (7) 町は災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管するものとする。

3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

- (1) 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。
- (2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

- (3) 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。
- (ア) 鳥栖警察署
 - (イ) 民生委員法に定める基山町の民生委員・児童委員
 - (ウ) 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部
 - (エ) 基山町区長会
 - (オ) 社会福祉法人基山町社会福祉協議会
 - (カ) 基山町消防団
 - (キ) 町が認定した自主防災組織
 - (ク) 基山町内の地域包括支援センター
- (4) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、町は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- (イ) 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関する確認書を町に提出すること
- (ウ) 災対法に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (エ) 施錠可能な場所での避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
- (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること

4 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

5 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

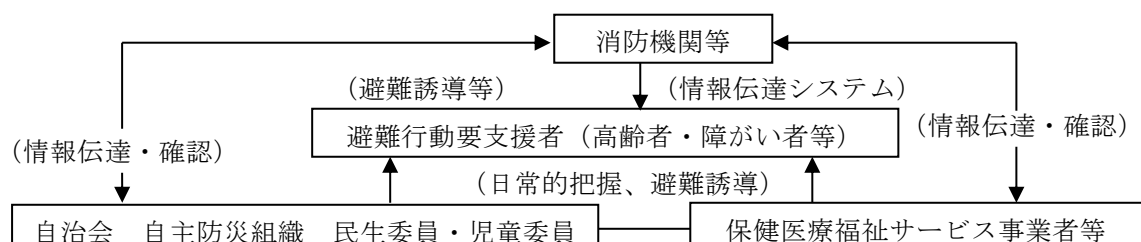
町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

6 情報伝達体制の確立

町は、要配慮者及び要配慮者施設へ、電話、ファクシミリ、防災行政無線等を活用して災害情報を伝達する体制を整備するとともに、要配慮者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。

7 地域全体での支援体制づくり

町は、風水害時に、家族、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防機関等並びに保健医療福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が実施できる体制の整備に努める。



8 避難行動要支援者の全体計画等の策定

町及び消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画等を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

9 外国人の安全確保対策

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布等を実施し、防災知識の普及・啓発に努めると共に、国や県と協力し、災害情報や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

10 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けまいよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に努めるとともに、地域における防災訓練を実施する場合については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、町は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など、高齢者・障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制についても整備するものとする。

第2章 防災体制・施設及び設備の整備

第1節 職員の体制

1 町職員の参集体制の整備

(1) 連絡手段の整備

防災担当職員及び課長等（基山町職員の管理職手当に関する規則の職に関する規則（昭和46年規則第3号）第2条第1号に規定する職にある者。以下同じ。）は、いつ何時災害が発生しても即座に対応が取れるようにするため、常時携帯電話を携行し、連絡体制が取れるようにするとともに気象情報等の情報収集に努めるものとする。

(2) 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合の各班が実施すべき業務について熟知し、災害時における初動体制、職員の役割等の周知徹底を図る。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行うよう努める。

(4) 人材の育成・確保

応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

1 非常用電源の確保

災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時から、非常用電源施設の整備及び燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

2 非常用通信手段の確保

災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第3節 防災拠点の整備

災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- ・緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・情報通信機能

第4節 業務継続体制の確保

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、業務継続計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5節 通信連絡施設及び設備の整備

予警報の伝達、情報の収集、連絡等災害対策実施のため、各種の通信連絡施設整備の促進を図る。

特に、災害時には有線回線の寸断が予想されるので、情報収集連絡のため防災行政無線等の整備を図り、災害時に有効に活用できるようにしておく。

第6節 水防、消防及び救助に関する施設及び設備の整備

災害に先行した防災施設の整備が重要であるが、水防に関しては、水防資器材の確保も同じように重要であるため、毎年雨期前に水防資器材の点検を行い、必要な資器材を確保する。

また、消防の基本は、消防水利にあるため、防火水槽を計画的に設置するとともに消火栓も整備していくものとする。なお、消防資器材についても耐用年数に応じて計画的に整備していく。

第7節 災害備蓄物資の確保

防災倉庫を中心に、避難所における資材、食糧、飲料水、生活必需品、衣料、医薬品、種子飼料等の確保に努めるものとする。

また、各防災関係機関と協議のうえ、主要業者とその在庫量の把握に努め、災害時には必要に応じて調達できるようにしておく。

第8節 広域防災体制の整備

緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結に努める。

第9節 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

町は、県及び各防災機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(1) 情報項目の整理

災害発生時に住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

住民等への確かな情報を伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

(3) 多様な伝達手段の活用体制の整備

電気通信事業者が提供する一斉同報配信できる「緊急速報メール」(株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。)や「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第10節 原子力防災に関する情報の収集及び連絡体制の整備

1 県及び関係機関相互の連携体制

原子力災害に対し万全を期すため、県及び各防災関係機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。

2 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海原子力発電所から半径30kmの円内の地域(以下「避難計画策定市町」という。)内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

3 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

第 11 節 アスベスト使用建築物等の把握

県及び町は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

第 3 章 国土保全計画

第 1 節 水系別保全計画

本町は、園部谷、宮浦谷、小倉谷に分かれ、山下川系、秋光川系、実松川系、高原川系の水系となっている。上流は流れも急で谷も深く土石流の危険がある。

土石流に対しては、有効な手段は少ないと言われているがしかし、災害に先行して、水系別に砂防ダム等を計画的に建設することにより、町土の保全を図り国土を保全する。

第 2 節 災害危険区域の設定

本町の場合は、土石流の危険箇所（資料編土石流危険溪流）、急傾斜地崩壊危険箇所（資料編急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域（資料編土砂災害警戒区域）等が主な災害危険区域であるが、開発や土砂採取等により危険と予想される区域は、防災パトロール時に危険区域として設定し災害に万全を期する。

第 4 章 形態別災害予防

第 1 節 風水害に対する災害予防

1 危険区域の巡視

災害を未然に防止し被害を最少限に食い止めるには、風水害に先行した防災基盤の整備を図るとともに、雨期前に防災パトロールを実施し危険な箇所があれば直ちに水防管理者、河川管理者に連絡し適切な処置をとる。

2 水防資器材の点検整備

雨期前の防災パトロールに際しては、水防資器材についても点検整備し災害に備える。
また、水防資器材は各部消防団にも配布しその整備を図る。

第 2 節 地震に対する災害予防

日本は、世界有数の地震国である。しかし、地震はいつどこで発生するのか予知し難いものである。そのため、日常の備えは台風や豪雨等と同様に災対法の規定するところにより施策の充実強化を図らなければならない。

第 3 節 土砂災害に対する災害予防

1 治山施設の整備

（1）森林整備保全事業の推進と点検

町は、森林の維持造成を通じて、豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を推進する。

また、町は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区

を中心に点検を行うとともに、警戒避難体制の強化を図り減災に努めるものとする。

(2) 山地災害危険箇所の周知等

町は、山地災害危険箇所について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

2 砂防施設の整備

(1) 砂防事業の推進と点検

町は、県と連携して、土砂災害を未然に防止するため、砂防施設の整備を推進すると共に、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

(2) 土石流危険渓流の周知等

町は、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(1) 急傾斜地崩壊防止事業の推進

県及び市町は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業主体
急傾斜地崩壊対策事業	県・町
急傾斜地減災対策事業	町

4 土砂災害のソフト対策

(1) 基礎調査

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生した場合には町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には町民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域で一定の開発行為の制限等をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として、町長の意見を聞いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じるものとする。

①住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）

②建築基準法に基づく建築物の構造規制

③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

④勧告による移転者への融資及び資金の確保

(3) 土砂災害警戒情報等の提供

国と県は、町が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考になるよう、次の情報を発表する。

①土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

②土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ通知するとともに一般に周知する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話のエリアメールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

（４）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記事項について定めるものとする。

①避難指示等の発令基準

町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。

②土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

③避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、行政組合等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

⑤避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上に努める。

第４節 火災に対する災害予防

火災は、各種の災害のうちでも最も人的原因によって引き起こされるものである。そのために、日頃から消防団等を通じ火災予防の啓発に努める。

同時に消防水利の充実、消防資器材の整備を図り、防火訓練等を活用することにより日頃から防災意識の高揚を図り防災に努める。

第5節 原子力に対する災害予防

原子力災害の発生及び拡大を防止するため緊急時モニタリングへの協力並びに原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等の整備を図る。また、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故については、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

第2編 災害応急対策計画

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、予想される災害や災害の状況に応じて、被害を未然に防ぐとともに最小限度に食い止めるため、この災害応急対策計画に従い応急対策を実施するものとする。

第1章 防災組織及び動員計画

第1節 災害対策連絡室

災害対策に関する諸情報等の収集及び連絡を円滑に行い、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及びその調整を図るため、基山町災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置するものとする。

1 設置の基準

町内に災害が発生又は発生のおそれがあり「基山町災害対策本部」を設置するに至らない場合には、町長は次の基準により連絡室を総務課内に設置する。

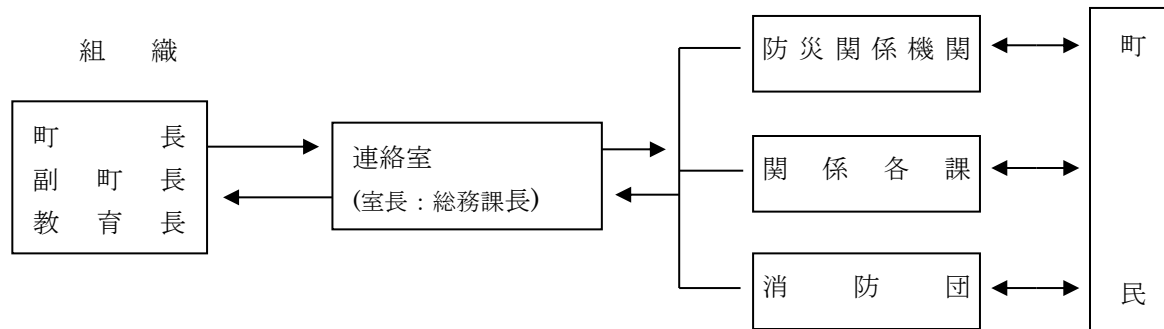
- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報又は警報（大雨、洪水等）が発表され設置の必要を認めたとき。
- (2) 町内に異常な自然現象、又は大規模な被害の発生を伴う火災、爆発その他人為的原因により災害が発生し、設置の必要を認めたとき。
- (3) 震度4以上の地震が発生し、設置の必要を認めたとき。

2 連絡室の廃止

- (1) 基山町災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害発生の危険が解消したとき。

3 警戒体制の組織

連絡室は、次の体制で予想される災害の種類、規模等に応じて対応する。



4 配 備

連絡室が設置されたときは、関係各課長は予想される災害の種類、規模等に応じて関係各課の配備体制を決定し、連絡室長へ配備要員数とともに報告する。

(1) 配備の基準

配 備 体 制	配 備 の 基 準	配 備 の 内 容
警 戒 体 制	・第2編第2章第1節の注意報、警報及び情報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 ・その他災害に関する自然的現象又は人為的原因等から判断して災害の発生が予想されるとき。 ・震度4以上の地震が発生し、災害が発生したとき、又は災害発生の調査をする必要があるとき。	・予想される災害の種類、規模及び被害状況等に応じ各課長が決定した配備要員数等はその都度連絡室長へ報告する。 - なお、災害の状況等により特定の課のみの配備に止めることができる。

(2) 活動の内容

警戒体制を配備した各課は、その所掌事務に応じて災害情報の収集及び災害応急措置を講ずるとともに、他の関係各課と相互に緊密な連絡を維持して災害対策活動を実施する。

(3) 勤務時間外における配備要員の緊急招集

警備員から連絡を受けた総務課長は、災害の種類、規模等の状況に応じて総務課員をして関係各課長に連絡する。連絡を受けた関係各課長は配備要員の緊急招集を行う。なお、各配備要員は、災害が予想されるときは進んで各課長と連絡をとり、災害対策に従事する。

(勤務時間外における通報連絡)

```
graph TD; A[町長] <--> B[副町長 教育長]; B <--> C[総務課長 (連絡室長)]; C --> D[総務課]; D --> E[関係課長]; E --> F[配備要員]; F --> C; G[警備員] --> C; H[防災関係機関] --> G; I[発見者等] --> G; J[消防本部] --> G;
```

The diagram illustrates the emergency contact protocol outside of working hours. At the top is the Mayor (町長), who is connected to the Deputy Mayor and Education Director (副町長 教育長). This role is connected to the Chief of the General Affairs Section (総務課長 (連絡室長)). The Chief of the General Affairs Section is connected to the Chief of the General Affairs Section (総務課), who is connected to the Chief of the Related Section (関係課長). The Chief of the Related Section is connected to the Personnel Officer (配備要員), who in turn reports back to the Chief of the General Affairs Section. The Personnel Officer also reports to the Chief of the General Affairs Section (総務課長 (連絡室長)). The Chief of the General Affairs Section (総務課長 (連絡室長)) is connected to the Reserve Personnel (警備員). The Reserve Personnel are connected to the Disaster-Related Organizations (防災関係機関), the Discoverers (発見者等), and the Fire Department (消防本部).

連絡室の設置及び、廃止の連絡先は次表による。

連 絡 先	連 絡 方 法	電 話	連 絡 担 当 課	防 災 行 政 無 線 專 用 電 話 番 号
県危機管理防災課	一 般 電 話	0952-25-7362	総 務 課	2 0 0 - 7 5 2
東 部 土 木 事 務 所	〃	0942-83-4176	〃	2 0 0 - 5 3 - 6 0 1
東 部 農 林 事 務 所	〃	0952-55-9760	〃	2 0 0 - 5 2 - 6 0 9
鳥 栖 警 察 署	〃	0942-83-2131	〃	
鳥 栖 ・ 三 養 基 地 区 消防事務組合消防本部	〃	0942-85-0119	〃	2 0 0 - 8 6 - 5 3 1
基 山 分 署	〃	0942-92-7911	〃	
庁 内 各 課	庁 内 放 送		〃	

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、町内で災害応急対策を講じる必要があるときは、この計画の定めるところにより基山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。また、本部長が特に必要と認めた場合に、現地対策本部を設置するものとする。

災害対策本部は、災対法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置するが、その基準は次のとおりとする。

31

- (2) 異常な気象現象、又は大規模な被害の発生を伴う火災、爆発その他人為的原因により災害が発生し、町長がその必要を認めたとき。
- (3) 震度4以上の地震が発生し、町長がその必要を認めたとき。
- (4) 原子力災害が発生し、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は町長がその必要を認めたとき。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、役場内に置く。

3 災害対策本部廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したとき。
- (2) 緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (3) 災害応急対策が完了して、その必要がないと本部長が認めたとき。

4 配 備

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準により配備体制を整えるものとする。

(1) 配備の基準

種 別	体 制 の 基 準	配 備 内 容
第 一 配 備 体 制 (出 動 体 制)	災害が発生すると予想されるとき。	災害対策活動が直ちに実施できる体制
第 二 配 備 体 制 (出 動 体 制)	局地的に災害が発生し、又は大災害の発生が予想されるとき。	災害対策活動が直ちに実施できる体制
第 三 配 備 体 制 (非 常 体 制)	町内全域若しくは、局地的に甚大な災害が発生したとき。	町の全組織をあげて災害対策活動が実施できる体制

(2) 活動の内容

災害対策本部を設置したときは、本部長は直ちに災害対策本部会議を招集し、災害対策に関する基本方針を決定し、関係災害対策班長を指揮して災害対策活動に全力をあげる。

ただし、そのいとまがないときは、直接関係災害対策班長を指揮して災害対策活動にあたらせる。

関係災害対策班長は、本部長の基本方針に従い配備要員を配備し災害対策にあたる。

5 災害対策本部会議

災害対策本部を設置したときは、災害対策本部会議を本部長、副本部長、関係災害対策班長で構成し、次のことについて協議するものとする。

- (1) 災害対策の基本方針に関すること。

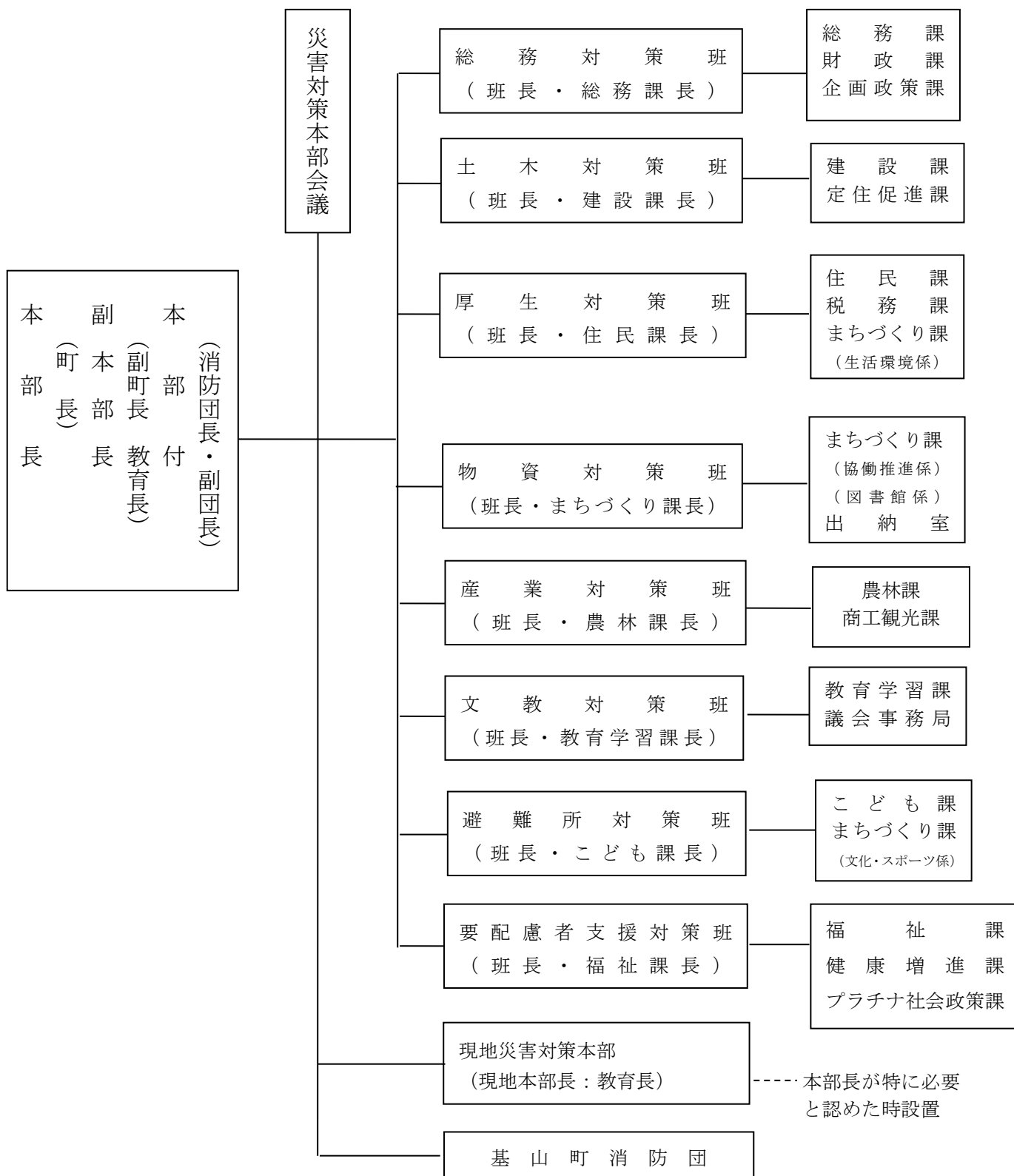
- (2) 応急対策の推進及び連絡調整に関すること。
- (3) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (4) その他災害対策に関すること。

6 配備体制の連絡

災害対策本部の設置及び廃止の連絡先は次表による。

連 絡 先	連 絡 方 法	電 話	連 絡 担 当 班	防災行政無線専用 電 話 番 号
県 災 害 対 策 本 部	一 般 電 話	0952-23-7362	総 務 対 策 班	統 7 1 1 ～ 7 1 5
県 危 機 管 理 防 災 課	〃	0952-25-7362	〃	2 0 0 - 7 5 2
佐 賀 地 方 気 象 台	〃	0952-32-7026	〃	2 0 0 - 7 7 1
陸 上 自 衛 隊 九 州 補 給 処	〃	0952-52-2161	〃	2 0 0 - 8 6 - 7 2 1
日 本 赤 十 字 社 佐 賀 県 支 部	〃	0952-25-3108	〃	2 0 0 - 7 7 2
東 部 土 木 事 務 所	〃	0942-83-4176	〃	2 0 0 - 5 3 - 6 0 1
東 部 農 林 事 務 所	〃	0952-55-9760	〃	2 0 0 - 5 2 - 6 0 9
鳥 栖 保 健 福 祉 事 務 所	〃	0942-83-2161	〃	2 0 0 - 5 3 - 6 4 1
鳥 栖 警 察 署	〃	0942-83-2131	〃	
基 山 交 番	〃	0942-92-2018	〃	
鳥 栖 ・ 三 養 基 地 区 消 防 事 務 組 合 消 防 本 部	〃	0942-85-0119	〃	2 0 0 - 8 6 - 5 3 1
鳥 栖 市 役 所	〃	0942-85-3500	〃	2 0 0 - 8 6 - 2 0 3
報 道 機 関	〃			
町 民 広 報 等				

基山町災害対策本部の組織機構



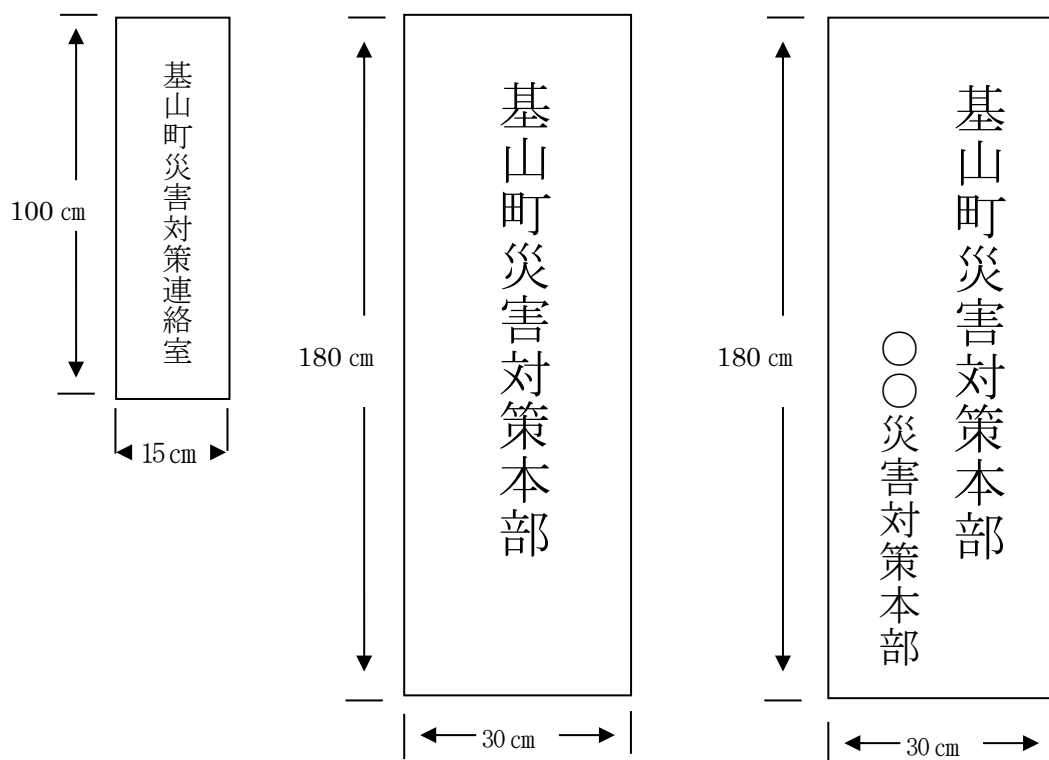
8 各災害対策班の分掌事務

班	分 掌 事 務
総務対策班	1 災害対策本部の設置運営に関すること。 2 気象情報及び被害状況の収集に関すること。 3 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 4 現地災害対策本部への出動に関すること。 5 県災害対策本部との連絡に関すること。 6 災害状況報告書、要望書等の作成及び関係機関への送付に関すること。 7 配備要員の動員及び給食に関すること。 8 職員の罹災給付に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 災害対策費の予算措置に関すること。 11 災害関係費の出納に関すること。 12 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
土木対策班	1 道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 2 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 3 水防活動の総括に関すること。 4 災害対策用土木資材の調達に関すること。 5 住宅の被害及び災害対策に関すること。 6 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること。 7 下水道に関すること。
厚生対策班	1 災害救助法の適用に関すること。 2 児童福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 災害時における防疫に関すること。 4 応急救護用医療品、衛生材料及び防疫薬品等の確保・供給に関すること。 5 国民健康保険税一部負担金の減免指導に関すること。 6 災害による税の減免猶予に関すること。 7 炊出し食品の供与に関すること。 8 水道に関すること。 9 清掃に関すること。 10 遺体の火葬、処理等に関すること。
物資対策班	1 炊出し食品の確保に関すること。 2 救助用物資資材の調達・配分に関すること。 3 義援金品の受付、保管及び配分に関すること。
産業対策班	1 農業協同組合の被害調査及び災害対策に関すること。 2 主要農作物、農地農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 林業等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 災害時における病害虫の発生予察及び防疫に関すること。 6 工場事業場、商工業者の被害調査及び災害対策に関すること。

文教対策班	1 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 罹災児童生徒に対する授業に関すること。 3 社会教育施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 4 災害活動を応援するボランティア組織等の連絡調整に関すること。
避難所対策班	1 安否情報の収集・整理に関すること。 2 区公民館等に避難所を開設することについての協力に関すること。 3 災害救助法に基づく避難所の設置に関すること。 4 原子力災害による避難者の受け入れに関すること。
要配慮者支援対策班	1 避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること。 2 要配慮者情報の共有化・更新に関すること。 3 要配慮者への災害情報の伝達に関すること。 4 要配慮者の安否確認、避難状況の確認に関すること。 5 避難所での要配慮者への支援に関すること。 6 被災者に対する生活保護法等の適用に関すること。 7 被災した子どもや高齢者、障がい者に対する福祉サービスに関すること。

9 災害対策本部の標識等

標 示 板 規 格



腕 章 規 格

本 部 長				1 cm
	基	山	町	
				1 cm
	災害対策本部		本部長	
				1 cm
副 本 部 長				1 cm
	基	山	町	
				0.5 cm
	災害対策本部		副本部長	
				1 cm
班 長 用	基	山	町	
				1 cm
	災害対策本部		〇〇班長	
副 班 長 用	基	山	町	
				0.5 cm
	災害対策本部		〇〇班	
班 員 用	基	山	町	
	災害対策本部		〇〇班	

- (参考)
- ・ 腕章は、幅 10 センチ×長さ 38 センチとする。
 - ・ 布地は、白色

第3節 動員計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の職員の動員は、次によるものとする。

1 災害発生のおそれがある場合の動員

関係災害対策班長は、次の発表通報又は指示（以下「発表等」という。）があったときは必要に応じ、所属職員を指揮監督して、災害予警報の伝達、災害情報の収集伝達、その他の災害応急措置がとれるような体制を整備しておくものとする。

- （１）災害発生のおそれがある気象情報等が佐賀地方気象台から発表されたとき。
- （２）災害発生のおそれがある異常現象の通報が警察官等からあったとき。
- （３）原子力災害が発生し、緊急事態宣言が発出されたとき。
- （４）町長が動員を指示したとき。

2 災害発生時における動員

関係災害対策班長は、災害が発生したときは直ちに所属配備要員を指揮監督し、災害応急措置に従事できるような体制を整備しておく。なお、勤務時間外において災害が発生したときは、配備要員は進んで関係災害対策班長と連絡を取り災害対策活動に従事できるように配慮する。

3 災害対策本部が設置された場合の動員

（１）非常連絡員

各災害対策班長は、所属配備要員の動員を円滑に行うため、班の非常連絡員正副２名を定めておくものとする。

（２）動員の方法

配備要員の動員は、次の系統により行うものとする。なお、退庁後における各配備要員への連絡方法も同様とする。

各災害対策班長 → 各班非常連絡員 → 各配備要員

4 動員の解除

応急措置の動員体制は、次の場合において解除する。

- （１）災害発生のおそれがある注意報及び警報が解除されたとき。
- （２）災害の危険がなくなったとき。
- （３）災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

5 職員の応援

災害状況の推移等により、各災害対策班の配備要員が不足するときは次の方法により不足要員を補充する。

- （１）余裕のある他の災害対策班から応援を求める。

- (2) 災対法第29条第2項の規定により指定行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請するほか、同法第67条の規定により他市町村長の長に対して応援を求めるとともに、必要に応じ同法第68条の規定により佐賀県知事に対して職員の派遣を要請する。

第4節 労務供給計画

災害時における労務者の確保は、次によるものとする。

1 実施責任者

応急対策に必要な労務者の確保は町長が行うが、災害の程度、規模等により町で確保できないときは、知事に対し文書又は口頭をもって要請する。

2 労務者の雇上げ

- (1) 町における労務者の雇上げは、総務対策班が行う。
- (2) 町の各災害対策班が労務者を必要とするときは、次の事項について記入の上、総務対策班へ提出するものとする。

ア 所要労務者数	イ 作業場所	ウ 作業内容
エ 労務の種別	オ 就労期間又は時間	カ 労働条件
キ 宿泊施設の状況	ク その他参考事項	

第5節 民間団体活用計画

災害時における民間団体の活用は、次によるものとする。

1 実施責任者

- (1) 民間団体の活用は、町長又は教育委員会が町内民間団体の協力を得て行う。
- (2) 町内で対応不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に協力を求めて行う。

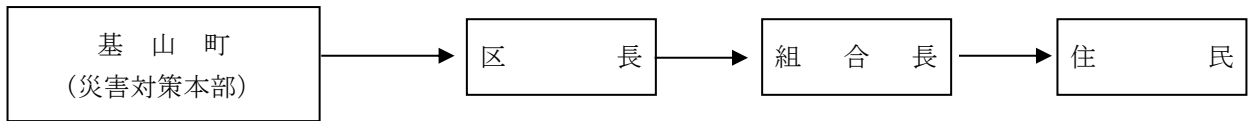
2 組織の種別及び活動内容

組織の種別及び活動内容は、次のとおりとする。

団 体 名	活 動 内 容
区 長 会	1 救援物資の配給 2 災害情報の収集、報告 3 遺体の捜索及び救助の協力 4 被災者の看護 5 避難運営の補助、支援 6 要配慮者への避難支援 7 炊き出し 8 義援金募集

3 連絡系統図

民間団体を活用する場合の各団員等への連絡は、次によるものとする。



4 町における取扱要領

- (1) 災害応急対策の実施のため、町の各災害対策班において人員が不足し、民間団体の活用を必要と認めるときは、次の事項を記入の上、(2)に示す担当班が災害対策本部長に提出するものとする。

ア 活用を必要とする理由	イ 従事場所	ウ 作業内容
エ 人員	オ 従事期間	カ 集合場所
キ その他参考事項		

- (2) 民間団体の動員は、それぞれ次の班において行うものとする。

区長会 総務対策班

第6節 ボランティアの活動対策計画

1 受入れ体制の整備

町は、ボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、関係団体と協力して、現地ボランティアセンター（現地受入窓口）を開設するものとする。

2 ニーズの把握、情報提供

町は、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズを把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。

さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

3 支援

町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

第2章 災害情報等の伝達計画

第1節 注意報、警報等の発表基準

気象状況及び雨量、河川の水位等の観測、気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防警報並びに消防法に基づく火災警報等の通報伝達系統を整備し情報の的確な把握によって災害を未然に防止する体制を整える。

なお、注意報、警報等の定義、発表基準は、次のとおり。

1 注意報、警報及び情報

(1) 定義

- ア 注意報 気象現象等により、県内のどこかに災害が発生するおそれがあるときに、その旨の注意を喚起するため気象台が発表する予報をいう。
- イ 警 報 気象現象等により、県内のどこかに重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨の警戒をうながすために気象台が発表する予報をいう。
- ウ 情 報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される情報をいう。

(2) 種別及び発表の基準

注意報の種別	発 表 基 準 及 び 内 容
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 具体的には、雪を伴い平均風速が10 m/s 以上になると予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、平均風速が10 m/s 以上になると予想される場合
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次の条件に該当する場合 (表面雨量指数基準) (※3) 表面雨量指数で15以上が予想される場合 (土壌雨量指数基準) (※1) 土壌雨量指数で115以上が予想される場合
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが平地で3 cm、山地で5 cm以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が陸上で100 m 以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するやそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件(最小湿度45%以下で実効湿度65%以下)が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪の深さ100 cm以上で、次のいずれかが予想される場合 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さが30 cm以上
着氷・着雪注意報	著しい着氷及び着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。予想される被害として、通信網や送電線等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 気温-2℃～+2℃の条件下で降雪量15 cm以上の場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、11月30日までの早霜及び3月15日以降の晩霜で最低気温が4℃以下になると予想される場合

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 予想される被害として、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 冬期 平野部で最低気温が－３℃以下になるおそれがあると予想される場合 夏期 平年より平均気温が３℃以上低い日が３日続いたあと、さらに２日以上続くと予想される場合
洪水注意報	河川の上流域での降雨に伴う河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には、次の条件に該当する場合 (流域雨量指数基準) (※２) 流域雨量指数基準が、山下川流域３．２以上、秋光川流域７以上、実松川流域４．７以上、高原川流域４．７以上が予想される場合 (複合基準) (※４) 複合基準が、秋光川流域(７、６．１)、実松川流域(７、４．７)が予想される場合

警報の種別	発 表 基 準 及 び 内 容
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、平均風速が２０m/s 以上になると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、雪を伴い平均風速が２０m/s 以上になると予想される場合
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合 【浸水害の指標】(表面雨量指数基準) (※３) 表面雨量指数基準で２８以上が予想される場合 【土砂災害の指標】(土壌雨量指数基準) (※１) 土壌雨量指数で１４３以上が予想される場合
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 １２時間の降雪の深さが平地で１０cm、山地で２０cm以上になると予想される場合
洪水警報	河川の上流域での降雨に伴う増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。具体的には、次の条件に該当する場合 (流域雨量指数基準) (※２) 流域雨量指数基準が、山下川流域４．１以上、秋光川流域８．８以上、実松川流域５．９以上、高原川流域５．９以上が予想される場合

特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合 【浸水害の指標】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値が、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上）がさらに降り続くと予想される場合に、該当する市町へ大雨特別警報（浸水害）が発表される。 ① 表面雨量指数として定める基準値（※6）以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数として定める基準値（※6）以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現 【土砂災害の指標】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値（※7）以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上）がさらに降り続くと予想される場合に、該当する市町へ大雨特別警報（土砂災害）が発表される。
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合 【台風等を要因とする特別警戒の指標（発表条件）】 伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の熱帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。 【台風の場合】 接近するであろう台風が、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）において暴風特別警戒として発表される。 【熱帯低気圧の場合】 熱帯低気圧の接近が予想され、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域において、暴風特別警戒として発表される。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、次の条件に該当する場合 【台風等を要因とする特別警戒の指標（発表条件）】 伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の熱帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。 【特別警報級の台風と同程度の熱帯低気圧の場合】 雪を伴った熱帯低気圧の接近が予想され、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域において、暴風雪特別警戒として発表される。
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合 【雪を要因とする特別警戒の指標（発表条件）】 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（※5）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報として発表される。

情報の種別	発 表 基 準 及 び 内 容
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報。佐賀県と佐賀地方気象台から共同で発表される。 市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
土砂災害危険度情報	土砂災害警戒情報の内容を補足するために、佐賀県が発表する情報。 地域の詳細な土砂災害発生危険度を5kmメッシュで情報提供。
キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	キキクルは、大雨警報や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる情報。 キキクルの種類は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）と浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。
顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する佐賀県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される警戒レベル相当情報を補足する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

- ※1 土壌雨量指数とは、土壌に溜まっている雨量を指数化したもので、土砂災害の危険性を示す指標
- ※2 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標
- ※3 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを数値化したもの。
- ※4 複合基準とは、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値
- ※5 佐賀県の50年に一度の積雪深12cm（参考値）、既往最深積雪深21cm 過去の観測データから推定した値である。
- ※6 指数の値は「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値の格子別一覧」を参照
- ※7 指数の値は「大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値の格子別一覧」を参照

2 地震に関する情報

この情報は、主として気象庁本庁及び福岡管区気象台が発表する。ただし佐賀地方気象台は必要に応じて発表することができる。

（1）緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上のものを特別警報に位置付けている。

（2）地震情報の種類と発表基準

地震情報の種類	発表基準
震度速報	震度 3 以上
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
各地の震度に関する情報	震度 1 以上
推計震度分布図	震度 5 以上
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等

（3）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために提供する資料

解説資料等の種類	発表基準
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生
地震活動図	定期（毎月初旬）
週間地震概況	定期（毎週金曜）

3 水防情報

水位の昇降、滞水時間および最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって関係機関に発するものをいう。

種 別	発表基準及び内容	
水防警報	待機警報	水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、関係機関の職員に待機を警告するもの。

	準備警報	水防団待機水位をこえ、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、関係機関の役職員等の出動を行い、水防資器材の整備点検、水門などの開閉等の準備を警報するもの。
	出動警報	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、関係機関の職員の出動を警報するもの。
	解 除	氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき水防活動の終了を通知するもの。
水防情報	水防警報の発表前又は発表中。	

4 火災警報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づいて、気象状況が火災の予防上危険であると佐賀地方気象台が認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものをいう。

知事は、この通報を受けたときは、直ちに各市町長又は消防事務組合の管理者に通報する。

通報の種類と基準は次のとおり

（1）火災気象通報

佐賀地方気象台の行う火災気象通報は、乾燥注意報及び強風注意報の発表をもってかえる。

（2）火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

（3）火災警報発表の基準

ア 実効湿度が60%以上で最低湿度が40%を下り、最大風速が7メートルを越える見込のあるとき。

イ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのあるとき。ただし、降雨、降雪の場合はこの限りでない。

5 原子力災害に関する情報

施設敷地緊急事象（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

（1）施設敷地緊急事象発生情報等の連絡

ア 原子力事業者からの施設敷地緊急事象発生の通報

原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県、国（内閣官房、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）、避難計画策定市町、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、緊急事態宣言を発出すべきか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、県、玄海町、県警察及びその他関係機関に連絡する。

ウ 国の専門官の確認等

原子力保安検査官は、施設敷地緊急事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、国（原子力規制委員会）及び玄海町に連絡する。

エ 県からの連絡

県は、原子力事業者、国（原子力規制委員会）又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、避難計画策定市町、その他市町、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。

（２）県のモニタリングポストで施設敷地緊急事象発生通報を行うべき数値を検出した場合の通報

ア 原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報

県は、施設敷地緊急事象発生の通報がない状態において県が設置したモニタリングポストで、施設敷地緊急事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力事業者を確認するとともに、原子力防災専門官に連絡する。

イ 原子力防災専門官の確認

原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。

ウ 原子力事業者の通報

原子力事業者は、施設の状況確認を行なうとともに、施設敷地緊急事象の発生が確認された場合は、直ちに施設敷地緊急事象発生通報に基づいて関係機関へ通報を行う。

（３）施設敷地緊急事象発生通報基準以下の場合における通報

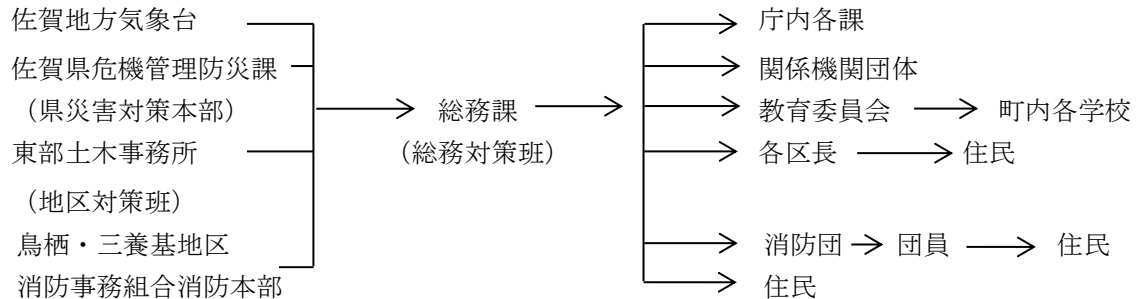
原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事象発生の通報基準に至らない事象（以下「通報基準以下の事象」という。）であっても、周辺環境に影響が及ぶ又はそのおそれがある場合は、直ちに県、避難計画策定市町、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に当該事象発生について文書を送信するとともに、その着信を確認するなど、施設敷地緊急事象発生に準じて対応するものとする。

県は、原子力事業者から通報を受けた事項について、避難計画策定市町及びその他の市町に連絡する。

第2節 災害情報等の伝達計画

1 気象警報等の伝達方法

気象警報等の伝達及びに住民に対する周知徹底は次によるものとする。



2 一般気象警報等の伝達方法

- (1) 関係機関から通知される気象警報等は、勤務時間内においては総務課（災害対策本部が設置されている場合は、総務対策班）が、勤務時間外においては警備員が収受する。
- (2) 気象警報等を収受したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関、団体、学校、住民等に対して必要な事項を次の方法により周知徹底させるものとする。

- ア 電話及び防災行政無線
- イ 広報車
- ウ その他適切な方法

3 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

異常現象を発見したものは、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
(災対法第54条第1項)

(2) 警察官の通報

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
(災対法第54条第3項)

(3) 町長の通報

町長は、異常現象を知ったときは、その旨を次に掲げる関係機関に通報しなければならない。
(災対法第54条第4項)

- ア 佐賀県（危機管理防災課）
- イ 鳥栖警察署
- ウ 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部
- エ 佐賀地方気象台
- オ 異常現象によって災害が予想される隣接市町
- カ 異常現象によって予想される災害と関係のある県の出先機関及び関係機関

4 住民等に対する周知徹底

町長は、異常現象等の通報を受けたときは、予想される災害地域の住民及び関係団体等に対し、

広報車並びに防災行政無線等により周知を図る。

第3節 災害通信計画

災害に関する通信連絡は、状況に応じて次の方法によるものとする。

1 通常の状態における通信連絡

災害に関する各種情報の伝達、収集、報告は県の防災行政無線施設、町の防災行政無線施設、公衆電気通信施設等を利用し速やかに行う。

2 一般加入電話使用不能の場合

町長は、緊急速報メールや県知事を通じて県と日本放送協会（佐賀放送局）、NBCラジオ佐賀局、株式会社サガテレビとの協定に基づき、災害に関する各種情報又は予想される災害の事態等について放送を要請する。

3 通信施設利用の順位

通信施設の利用順位は、次のとおりとする。

- (1) 住民に対する避難指示等人命に係る事項の通信
- (2) 応急措置の実施に必要な通信
- (3) 災害情報
- (4) 災害予報
- (5) 予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項の通信

第4節 災害情報等の収集計画

災害時における災害情報、被害状況等の調査、報告等は次によるものとする。

1 調査実施者

町長は、町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査、収集する。なお、被害が甚大なため調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

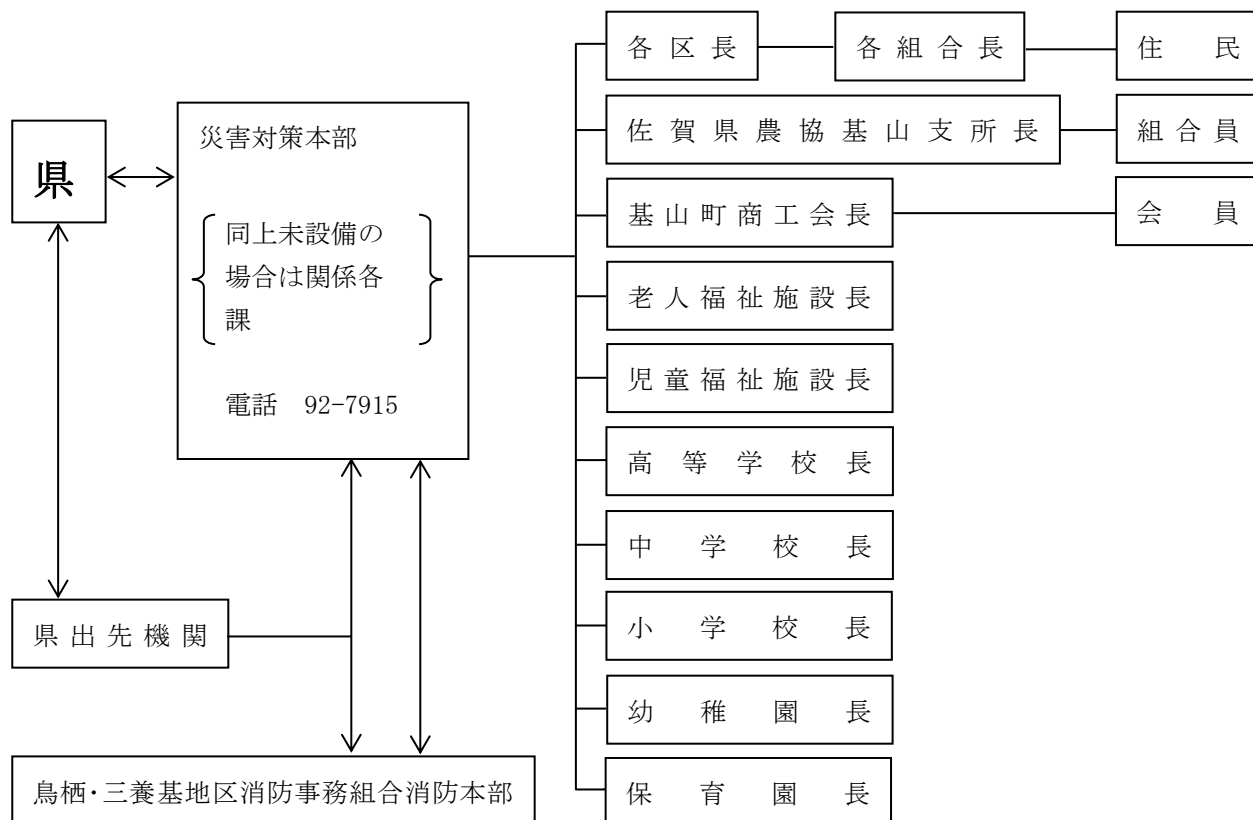
2 被害状況等調査分担

区 分	担 当 班	協 力 団 体 名
1 人 住 家 等 被 害	厚 生 対 策 班	区 長 ・ 組 合 長
2 社 会 福 祉 施 設 関 係 被 害	厚 生 対 策 班	施 設 の 長
3 衛 生 関 係 被 害	厚 生 対 策 班	区 長 ・ 組 合 長
4 農 林 業 関 係 被 害	産 業 対 策 班	農 業 協 同 組 合
5 土 木 関 係 被 害	土 木 対 策 班	区 長 ・ 組 合 長
6 商 工 業 関 係 被 害	物 資 対 策 班	商 工 会
7 教 育 関 係 被 害	文 教 対 策 班	施 設 の 長
8 水 道 関 係 被 害	厚 生 対 策 班	施 設 の 長

3 原子力災害による緊急時モニタリングへの協力

町長は、佐賀県災害警戒本部から指示があった場合は緊急時モニタリングへの協力を行う。

4 災害情報収集及び報告系統図



5 災害及び被害状況の報告

災害及び被害の状況は、関係災害対策班で調査収集し、総務対策班に連絡するとともに、関係の県出先機関に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

(1) 報告事項

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 災害の状況
- ウ 被害の状況（人命等に関する事）
- エ その他緊急を要すること

(2) 報告種類

- ア 災害速報 緊急の場合
- イ 定時報告 13時までに
- ウ 最終報告 応急対策終了後

6 被害程度の認定基準

被害区分			程 度
人的被害	1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	2	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	3	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	4	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	5	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	6	戸数	必ずしも1棟の建物に限らない。例えば、炊事場 浴場又は便所等が別棟である場合、これら生活に必要な部分の棟数は合わせて1戸とする。
	7	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。
	8	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	9	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	10	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	11	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	12	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

被害区分			程 度
非住家の被害	13	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家の被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	14	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	15	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	16	田の流失 田の埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	17	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

その他	18	畑の流失 畑の埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	19	学校	学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	20	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	21	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	22	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	23	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	24	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	25	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	26	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	27	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	28	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	29	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となつている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
り災世帯	30	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	31	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	32	り災者	り災世帯の構成員とする。

第5節 災害広報計画

災害時における情報、被害状況等の広報は、次によるものとする。

1 町における広報担当

町における災害情報、被害状況等の広報は、総務対策班が行う。

2 情報等の収集要領

- (1) 総務対策班は、気象情報、災害情報その他災害現場に派遣した災害対策要員について資料を作成する。
- (2) 資料の作成は、災害の原因・箇所・内容等を可能な範囲において作成する。

3 報道機関に対する情報発表の方法

町において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、次の事項について総務対策班が適宜行うものとする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ア 災害の種別（名称）及び発生日時 | エ 町における応急対策の状況 |
| イ 災害発生 の場所又は地域 | オ その他判明した被災の状況 |
| ウ 被害状況 | |

4 町民に対する広報の方法

災害情報及び応急対策等の町民に対する広報は、次の方法によるものとする。

- (1) 基山町ホームページ、町の災害対策要員を現地に派遣し、被災者に必要な情報や注意を周知徹底するとともに住民の要望事項を聴くなどの公聴活動を行う。
- (2) 写真、ポスター等を現地に張り、又は配付する。

第3章 応急措置等の計画

第1節 町長の応急措置

1 応急措置についての責任

災対法第62条第1項の規定により、町長は町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又はこの計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならない。

2 出動命令等

災対法第58条の規定により、町長は災害が発生するおそれがあるときは、法令又はこの計画の定めるところにより消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

3 事前措置等

災対法第59条の規定により、町長は災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

4 警戒区域の設定等

災対法第63条第1項の規定により、町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

なお、警戒区域を設定した場合は、なわ張り、立札、その他の方法で範囲や適用法令及び制限の内容を明示するものとする。

5 応急公用負担等

(1) 工作物等の使用収用等

ア 町長は、災対法第64条第1項の規定により、基山町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、基山町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又

は土石、竹木その他の物件を一時使用し、若しくは収用することができる。

イ 町長又は警察官が上記による措置をとったときは、速やかに当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「土地・建物等」という。）の占有者、所有者、その他当該土地、建物等について権限を有する者に対し、当該土地、建物等の名称、種類、形状、数量、所有した場所、当該処分に係る期間、又は期日その他必要な事項を通知する。

この場合において占有者、所有者等の住所、氏名が判明しない場合は、基山町役場に掲示しなければならない。

（２）工作物等の除去等

災対法第６４条第２項の規定により、町長は、基山町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

６ 従事命令

災対法第６５条第１項の規定により、町長は基山町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基山町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

７ 損失補償等

町長は、災対法第８２条第１項の規定により５の公用負担等の処分を行なったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

８ 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町長は、６による従事命令（警察官が災対法の規定により町長の職権を行った場合を含む。）及び４の警戒区域設定のため、基山町内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、町長は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第２節 その他の応急措置

１ 町の委員会、委員等の応急措置

災対法第６２条第２項の規定により、基山町の委員会又は、委員及び基山町（地域）内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、基山町の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、この計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長が実施する応急措置に協力しなければならない。

2 応援の要求等

(1) 知事に対する応援の要求等

災対法第68条の規定により、基山町の地域に災害が発生した場合において、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 応援又は応急措置の実施を必要とする理由
- ウ 応援又は応急措置の実施を必要とする期間
- エ 応援又は応急措置の実施を必要とする人員
- オ 応援又は応急措置事項
- カ その他参考事項

(2) 他の市町長に対する応援の要求等

災対法第67条の規定によるものとする。なお、応援を求める場合は(1)の知事に対する応援の要求等の要領に準じて行う。

3 警察官が応急措置を行った場合の事後措置

- (1) 町長は、警察官から災対法第63条第2項に基づき警戒区域を設定した旨の通知を受けたときは、事後の措置を行う。
- (2) 町長は、警察官から災対法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担（物的、人的公用負担）を行なった旨の通知を受けたときは、損失補償等の事後の処理を行う。

第4章 救助計画

第1節 災害救助法の適用に関する計画

災害に際し、食糧品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によつて、生活困窮に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、応急かつ一時的な救助を行う。

1 実施機関

町長は、知事の補助機関として救助に協力する。ただし、緊急を要し知事が直接救助を実施することができないため、救助に関する権限の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

2 災害救助法による救助の種類

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理

- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 火葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 災害救助法の適用基準

- (1) 町内の全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯数が50世帯以上に達したとき。

(注) 世帯換算の方法

ア 全壊、全焼、流出

イ 半壊、半焼 $= 1 / 2$

ウ 床上浸水 $= 1 / 3$

- (2) 被害世帯数が50世帯に達しないが、県の被害世帯数が1,000世帯以上で、町内の被害世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が前各号の基準に達しないが、県の被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合で町内の被害世帯数が多数であり、特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数世帯の住家が滅失したとき。

4 災害救助法の適用手続

町内における災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、その旨を直ちに知事に報告する。この場合において、事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法第13条の規定により救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受けるものとする。

また、町長は、佐賀県消防防災ヘリコプターによる情報収集、救助、消火、輸送活動等が必要と認めた場合は、知事に要請するものとする。

5 り災者台帳の作成

町長は、災害が発生したときは、り災状況を調査のうえ、り災者台帳を整備する。

6 り災証明書の発行

町長は、災害によりり災証明書を発行する必要があるときは、被災状況を確認のうえ、り災者に交付する。

第2節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、避難基準を明確にし、適切な避難指示をすることにより、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させる計画は、次のとおりとする。

1 避難指示基準

避難のため立ち退き等の指示は、次により行うものとする。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
1 生命、身体、財産を災害から保護し、災害を防止するため特に必要な場合（対法第60条、61条）	(1) 町長 (2) 警察官 (町長に通告)	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	立ち退きの指示
2 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合（水防法第29条）	(1) 知事 (2) 知事の命を受けた県職員 (3) 水防管理者 (警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者	立ち退きの指示
3 地すべり等により著しい危険が切迫していると認められる場合（地すべり等防止法第25条）	(1) 知事 (2) 知事の命を受けた職員 (警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立ち退きの指示
4 生命、身体に危険を及ぼし、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）	(1) 警察官 (公安委員会に報告) (2) 警察官がその場にいない場合限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(防衛大臣の指定する者に報告)	(1) その場に居合わせた者 (2) その事物の管理者 (3) その他関係者	(1) 必要な警告を発する。 (2) 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
5 原子力災害により避難計画策定市町以外の地域において避難が必要となった場合	町 長 (知事に報告)	必要と認める区域の居住者	屋内退避及び立ち退きの指示

2 避難の指示の区分

(1) 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

警戒レベル	居住者等に促す情報	発令者	居住者等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)	気象庁	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	注意報	気象庁	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難	町長	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は、自発的に避難する。
警戒レベル4	避難指示 ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	町長	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険をおよぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
警戒レベル5	緊急安全確保 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	町長	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

(2) 避難指示等の基準

- ア 気象台から豪雨、台風、地震、土砂災害等災害に関する警報、警戒情報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- イ 県知事又は警察署長から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- ウ 河川が氾濫注意水位を突破し、溢水又は漏水のおそれがあるとき。
- エ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- オ その他自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

3 避難指示等の伝達方法

(1) 高齢者等避難及び避難指示は、次の事項を明らかにして発するものとする。

- | | | |
|--------|-------------|--------|
| ア 発令者 | イ 理 由 | ウ 避難区域 |
| エ 避難日時 | オ 避難経路及び避難先 | カ 留意事項 |

(2) 町長は、高齢者等避難又は避難指示をしたときは関係機関と協力して次の方法のうち、実情に即した方法で周知徹底をはかるものとする。なお、県知事、警察官等から避難の指示等があった場合も同様とする。

ア 防災行政無線による伝達

防災行政無線により、町内全域又は伝達が必要な地域に放送を行う。

イ 警鐘、サイレン等による伝達

種 別	警鐘信号	サ イ レ ン 信 号			
避難の指示	乱 打	約1分	約5秒 休 止	約1分	約5秒 休 止

ウ 放送等による伝達

広報車等により地域住民に伝達するとともに、携帯電話の緊急速報メールを配信する。

また、必要がある場合は、放送機関に対しラジオ等による放送を要請する。

エ その他による伝達

電話等により区長を通じて周知徹底を図る。

4 避難の方法

(1) 避難の誘導

ア 職員が消防団等の協力を受け、避難誘導に当る。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。なお、必要と認めるときは警察官及び消防本部に協力を求めることができる。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者、外国人、幼児等を優先して誘導するとともに、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に指示する。

ウ 混乱をさけるため地域の実情に応じ、避難経路を2箇所以上選定する。

- エ 避難した地域に対しては、速やかに避難もれ、又は救出を必要とする者の有無を確かめる。
- オ 避難所への避難は、災害時に差し迫った危機から命を守ることが最優先であることから、感染症の感染拡大下にあっても避難を躊躇することがないように町民への意識啓発を行う。

(2) 避難

ア 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、町は、車両を準備し、援助するものとする。

イ 広域的な避難

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについて当該市町に協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることができる。

町は、避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

ウ 自主避難

町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

(3) 移送の方法

避難の立退きは避難者自身が行うことを原則とするが、自力で立ち退くことができない場合、又は、緊急を要する場合においては、町において車両等によって行う。なお、車両の確保については、それぞれ第6章交通及び輸送計画の第3節輸送計画による。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携行品を必要最少限度に制限し、立退きが円滑に行われるよう適宜指導する。

(5) 避難後の措置

避難後の措置について町長は、関係機関の協力を得て対策を講ずる。

5 避難施設の定義と考え方

避難施設の種類、機能については、以下の区分のとおりとする。

町は、都市公園、区公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のない場所に、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、施設等の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

<指定緊急避難場所の指定基準>

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準	
管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
構造条件	指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
②地震を対象とする指定基準	
①の管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等のものがないこと。	

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知する。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所の指定

町は、施設管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

<指定避難所の指定>

規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受け入れが見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。
構造条件	速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ※事務所等のスペースは、被災者等の受け入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受け入れの観点から望ましくない。

立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。
福祉避難所関係	専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

町は、指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知する。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

6 避難所の開設

町長は、災対法第61条又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により警察官から避難の措置をとった旨の通知を受けた場合、下記の要領により避難所の開設を行う。

（1）避難所の開設

ア 避難所の開設は避難所対策班において行う。ただし、避難所対策班以外の対策班は主たる所掌事務に影響のない範囲で開設に従事する。また、指定緊急避難場所のみ指定した施設については、その緊急性から当該施設の管理者が行う。

イ 地区別の避難所、施設等は資料編（避難所の一覧）の通りとする。なお、災害により避難所を変更したときは、その都度周知する。

また、必要があれば、あらかじめ定めていた施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意と協力を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所設置に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

ウ 避難所に適する施設がない地域については、簡易プレハブハウスを建設し、又はテントを設定する。

エ 避難所を開設した場合、町は、開設日時・場所、箇所数及び収容人数、設置期間の見込み等の開設状況を、速やかに県に報告するものとする。

オ 災害が激甚であるなどにより町内に避難所を設置することが困難な場合、町は、「4 避難の方法 （2）避難 イ 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

（2）避難所の防疫

避難所の防疫は、第5章保健衛生計画の第2節防疫計画及び第3節清掃計画による。

7 避難所の運営

町は、各避難所に職員を派遣、駐在させて、避難所の管理と収容者の保護にあたらせ、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は県内の市町に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、被災者に過度の

負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、災害の規模等に鑑みて避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努める。

(1) 避難者情報の把握と開示

町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援を受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するため、男女が共に参加する避難所検討会議等を通じて検討し、必要に応じ改善を図る。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家族のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び子ども等の要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 避難所の感染症対策

避難所内における感染症対策は、避難所の受付時における検温若しくは問診を行い、体調が優

れない方や何らかのウイルス感染が疑われる場合は、県及び関係機関と連携し、医療機関等への搬送を実施する。

(6) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(7) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策

町教育委員会、学校長又は社会福祉施設等の管理者は、避難対策についてあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難順位

(3) 避難誘導責任者及び補助者

(4) 避難誘導後の措置

(5) その他必要な事項

9 避難所開設費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合に準じ別に定める。

10 原子力災害による避難者の受入

原子力災害による避難計画策定市町の避難者を受け入れる場合は、避難計画策定市町の職員の補助等を行うなど、必要な協力を行う。また、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

第3節 救出計画

災害により生命、身体が危険な状態にある者の救出は、次のとおり行うものとする。

1 実施責任者

(1) 被害者の救出は、原則として町長及び警察機関が協力して実施する。

(2) 災対法及び他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任者を有する者は勿論、災害の現場にある者は救出を実施するとともに、町長等に協力する。

(3) 災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合は、町長が実施する。

2 救出の対象者

(1) 災害のため現に生命が危険な状態にある者

- ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
- イ 地震の際に倒壊した家屋の下敷になったような場合
- ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- エ 地すべり等により危険にさらされた場合
- オ 大規模交通事故により危険にさらされた場合

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

- ア 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者
- イ 行方不明は判明しているが、生存しているかどうか明らかでない者

3 救出方法

被害者の救出計画は、厚生対策班で行い、消防団等関係機関の協力を得て救出班を編成し、救出に必要な車両、その他必要な機械器具等を借上げる等情勢に応じた方法により実施する。

4 救出のための費用及び救出期間

災害救助法が適用された場合に準じる。

5 救出に必要な機械器具等の状況

救出に必要な機械器具は、災害の状況に応じて町有の機械器具を用いるが、不足する器具については、借り上げ等の措置をとる。

第4節 食糧供給計画

災害時における、被災者及び災害応急対策要員に対する応急食糧供給は、次によるものとする。

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、町長が行う。

2 災害における応急供給

独自での確保が困難となった被災者に対し、食糧を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。
この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要援護者に対し配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

- (1) 自ら備蓄している食糧を供給する。
- (2) 供給可能業者等に対し、売却を要請する。
- (3) 相互応援協定を締結している市町に対し、食糧援助を要請する。
- (4) このような措置を講じてもおお必要な食糧の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。
- (5) 県等から食糧の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備する。
- (6) 被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

3 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の引渡しについては、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、次のとおり実施する。

- (1) 交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、農林水産省政策統括官に対して、直接、引渡しの要請を行う。
- (2) 農林水産省生産局に連絡がとれないときは、政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。

4 応急供給の方法

応急食糧の供給は、物資対策班が行う。なお、調理が必要な食糧については、町は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食糧の給与を行う。

5 主食、副食、調味料等の調達先、集積場所

調達先は、町内の業者とし、集積場所は佐賀県農協の倉庫を利用する。
具体的には、資料編（主食、副食の調達）による。

第5節 炊き出し計画

災害時における、り災者に対する応急的な炊き出し食糧品の給与は、次により行うものとする。

1 実施責任者

り災者に対する炊き出し、及び食糧品の給与についての計画の樹立並びに実施は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任された場合は町長が実施する。

2 炊き出し及び食糧品の給与の対象者

(1) 炊き出しの対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により炊事ができない者
- ウ 一般家庭の来訪客等

(2) 食糧品の給与の対象者

被害を受け、一時縁故先等に避難する者で食糧品を喪失し、その持ち合わせがない者

3 炊き出しの方法

- (1) 炊き出しは、厚生対策班が必要に応じ区長会等の協力を求め実施する。
- (2) 炊き出し材料の確保については、物資対策班が行う。

炊き出し施設は、学校等給食施設を利用するが、具体的には、資料編（炊き出し、施設器材等の状況）による。

4 炊き出しに必要な原材料、燃料等の品名、数量及び入手方法

品名	数量	入手方法
主食	災害の状況により定める。	食糧供給計画による。
副食	〃	〃
燃料	〃	災害の状況により、町内の燃料販売業者又は木材業者から調達する。

燃料のプロパンガス及び重油は、町内より入手する。

5 炊き出し食糧の輸送に必要な車両等

第6章交通及び輸送計画の第3節輸送計画による。

6 炊き出し等の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ別に定める。

7 その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

第6節 衣料生活必需品等物資の供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、次によるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合は、町長が実施する。

2 給与又は貸与の対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失し日常生活を営むことが困難なもの。

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画の樹立

物資対策班は、世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画を樹立する。

(2) 物資の調達

物資の調達は、物資対策班が調達する。

(3) 物資の給与又は貸与

ア 物資対策班は物資支給（貸与）責任者を定め、区長の協力を得て実施する。

イ 輸送に必要な車両の確保については、第6章交通及び輸送計画の第3節輸送計画による。

4 物資の調達

寝具、衣料品、身廻品、日用品、炊事用具等は、主に町内の業者より調達する。なお、不足の場合は近接する鳥栖市及び久留米市内より調達する。

町内業者は、資料編（物資の調達先一覧）による。

5 支給物資、義援金品の保管及び配分方法

町に送付されたり災者に対する義援金品等は、物資対策班において受付け、これを保管する。なお、配分方法は災害の状況に応じその都度定める。

6 給与又は貸与の費用、期間等

災害救助法が適用された場合に準じ別に定める。

7 在宅被災者への対応

大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

第7節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、次によるものとする。

1 実施責任者

り災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委託された場合は町長が実施する。

2 供給対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

3 給水方法及び給水量

(1) 給水は、物資対策班が消防団等の協力を得て実施する。

(2) 飲料水の供給は、ろ水器等による浄水の供給飲料水中に直接投入する浄水剤の交付、又は容器による搬送給水等現地の実情に即し適切な方法により行う。

(3) 給水量は、災害の規模、場所等によりその都度町長が決定する。

4 補給水利の状況

所在地又は取水地点	水量（日）	管理者名	備考
基山町大字宮浦（基山商店）	22,000m ³	小森 純一	

5 応急給水用機械器具の調達

災害の状況により県又は自衛隊の援助を要請する。

6 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行う。なお、施設の管理者は応急工事施工等の対策をあらかじめ定めておく。

7 給水の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じ別に定める。

8 原子力災害による飲料水、飲食物の摂取制限等

国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第8節 水道施設対策計画

1 実施機関

施設の管理者

2 応急対策要員の確保

水道事業管理者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画書を作成し、動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定水道工事店に協力を求めて実施する。

3 応急対策用資器材の確保

応急復旧を実施するために必要な最少限度の資器材を確保しておく。

なお、被害の状況により、実施機関のみの資器材で不足する場合は、指定水道工事店から調達する。

4 応急措置

上水道施設

- (1) 施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物質が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。
- (2) 災害発生に際しては、導水、浄水施設の防護に全力をあげ給水不能の範囲をできるだけ少なくするようにする。
- (3) 導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不足となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。
- (4) 配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。
- (5) 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当であると考えられる場合は、送水を停止するとともに、破壊箇所の応急修理を行う。指定水道工事店は、資料編（指定水道工事店一覧）による。

第9節 二次災害の防止活動

地震時における二次災害の防止活動は、次によるものとする。

1 広報活動

町は、地震発生後、被災住宅が倒壊等のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災建築物等の応急危険度判定

町は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を、速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

3 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

県は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び町は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 10 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、町は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理など、応急住宅対策を実施する。

災害により住宅を失い、又は破損したために居住することができなくなった者に対する住宅の応急対策は、次によるものとする。

1 実施責任者

り災者に対する応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、原則として知事が行うが、知事から委任された場合は町長が実施する。

2 応急仮設住宅の設置

町又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急住宅の設置等に努めるものとする。

(1) 応急仮設住宅に収容する対象者

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がなく自らの資力では住宅を確保する

ことができない者

(2) 応急仮設住宅の建設方法

ア 土木対策班が実施する。

イ 町長は請負業者から資材のあっせん、調達の依頼があった場合は、そのあっせん、調達に努める。また、町又は県は、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

ウ 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

3 被災住宅の応急修理

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

(1) 応急修理の対象者

災害のため住家が半焼、半壊し、自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理の実施方法

ア 土木対策班が実施する。

イ 応急修理は居室、炊事場、便所等、日常生活に欠くことのできない部分を対象とする。

4 応急仮設住宅の設置予定場所

基山町総合公園、その他の公共用地又は神社境内等を予定し、災害の状況により災者及び関係区長と協議のうえ決定する。

建設場所は、二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

5 応急仮設住宅建設等の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準ずる。建設資材の調達先は資料編（建設資材の調達先一覧）による。

6 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

7 民間賃貸住宅の活用

町は、避難者が入居する住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供を関係団体に対し要請す

る。また、状況に応じて民間賃貸住宅の借上げにより応急住宅を確保する。

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

第 11 節 行方不明者等の搜索、遺体の収容、火葬に関する計画

災害により死亡したと推定される者の搜索及び災害により死亡した者の遺体の収容及び火葬は、次により行うものとする。

1 実施責任者

遺体の搜索及び収容火葬については、災害救助法が適用された場合、知事が行うが、知事から委任された場合は、町長が関係機関の協力を得て行う。

2 遺体の搜索及び火葬を行う場合

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者で、おおむね次に掲げる場合をいう。

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難場所等の地域以外は潰滅してしまった場合

ウ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であった場合

エ 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 火葬を行う場合

ア 災害時の混乱の際に死亡した者である場合

イ 緊急に避難を要するために、時間的にも労力的にも火葬を行うことが困難である場合

ウ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では火葬を行うことが困難である場合

エ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、火葬を行うことが困難である場合

オ 火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で火葬を行うことが困難である場合等

3 遺体搜索及び遺体処理組織

班 名	編 成	処 理 事 項	備 考
搜索班	消防団において消防団員を主体に災害の規模に応じて編成する。	1 搜索用機械器具の借上げ 2 遺体の搜索 3 遺体の搬送	必要に応じ関係団体の協力を求める。
収容処理班	厚生対策班において班員をもって災害の規模に応じて編成する。	1 収容施設の設備 2 遺体処理に必要な薬品確保 3 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 4 遺体の一時保存、火葬 5 関係者への通報連絡	必要に応じ病院等の協力を求める。

4 遺体の搜索方法

遺体搜索の計画は厚生対策班が行い、搜索活動は消防団が主体となり搜索班を編成し必要に応じ関係機関及び地域住民の協力を求めて実施するものとする。

5 遺体の収容処理方法

(1) 遺体の収容処理の計画及び実施は、厚生対策班長が班員を主体とした収容処理班を編成し、必要に応じ各医療機関、地区住民にも協力を求める。

(2) 災害による遺体については、直ちに警察に届出、検視をうけた後、この計画による遺体の処理に着手する。

(3) 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は当該市町村長に連絡のうえ遺体を引渡す。

(4) 遺体の処理は次によるものとする

ア 遺体洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のために、撮影等により身元確認の措置をとる。

イ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬できない場合は、遺体を特定の場所に集めて火葬の処理をとるまで収蔵する。

6 遺体の搜索及び収容等に必要な機械器具の状況

第4章救助計画の第3節救出計画の救出に必要な機械器具によるものとする。

また、災害の状況により他の機械器具を必要とする場合は、県又は自衛隊に援助を要請し、若しくは一般民間団体等から借上げる。

7 遺体収容所の状況

町は、遺体を一時安置、収容するため、下記の場所に安置所を設けるものとする。ただし、遺体が多く安置所で収容できない場合は、関係区長、組合長等と協議し、寺院や区公民館等を安置所として利用する。

安置所

所 在	名 称	電話番号	備 考
基山町大字宮浦 666	基山町総合体育館	0942-92-2822	
基山町大字園部 4493	基山町葬祭公園	0942-92-2218	

8 火葬場の状況

所 在	名 称	処理能力	電話番号	備 考
基山町大字園部 4493	基山町葬祭公園	大人1体 約50分	0942-92-2218	灯油

9 火葬場所の状況

町長は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

また、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、町の火葬場では処理できない場合等は、県が締結している相互応援協定及び広域的な火葬に関する計画に基づき、他市町に対し、火葬等の実施を要請する。

10 遺体の捜索及び収容火葬にかかる費用及び期間等

災害救助法が適用された場合に準じ別に定める。

第12節 障害物除去計画

災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、次によるものとする。

1 実施責任者

- (1) 被災住民についての障害物の除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合は、町長が実施する。
- (2) 町道等の道路における障害物の除去は、それぞれの管理者が行う。

2 障害物の除去の対象となるもの

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの。
- (2) 日常生活に欠くことの出来ない場所に運び込まれたため、家の出入りが困難な状態にあるもの。
- (3) 自らの資力では、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が、半壊又は床上浸水したもの。

3 除去の方法

- (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、土木対策班が消防団等の協力を得て実施する。
- (2) 町が管理する道路の障害物の除去は、土木対策班が消防団及び建設業者等の協力を得て実施する。

4 除去した障害物の集積場所

状況に応じて、付近の空地に一時集積し、災害対策本部が処分する。

5 除去に必要な機械器具等の状況および調達

第6章交通及び輸送計画第3節輸送計画のとおり。

6 障害物の除去の費用、期間等

災害救助法が適用された場合に準じ別に定める。

第5章 保健衛生計画

第1節 医療、助産計画

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは混乱した場合における医療及

び助産の実施は、次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における医療、助産の実施は、町長が関係機関の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合は町長が実施する。

2 医療、助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は町内の医療関係者等をもって行う。
- (2) 医療、助産の実施に必要な医療品及び衛生、衣料の確保は厚生対策班が行う。
- (3) 医療、助産に必要な車両の確保は、第6章交通及び輸送計画第3節輸送計画による。

3 医療機関の状況及び救護所の設置予定場所

資料編（医療機関の状況、救護所の設置予定場所一覧）による。

4 医療、助産の費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準ずる。

5 原子力災害による医療活動等

- (1) 町は、県が災害対策本部に設置する緊急医療本部及び避難所等に設置した医療救護所と密接に連携した医療業務を実施する。
- (2) 町は、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査、除染等の処置を要する者のふるい分け（スクリーニング）、除染及び治療等の緊急被ばく医療活動等に協力する。

第2節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、次によるものとする。

1 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行う。

2 実施事項

町長は、次の事項を行うが、災害の状況により独自で実施できないときは県に対して応援を要請する。

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
- (2) そ族、昆虫等の駆除
- (3) 家庭用水の供給
- (4) 患者の処理
- (5) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (6) 臨時予防接種の実施

3 防疫班の編成

防疫班は厚生対策班をもって編成する。

班区分	班長	副班長	班員	器具等	備考
第 1 班	1 人	1 人	3 人	動 噴	
第 2 班	1 人	1 人	3 人	動 噴	

4 防疫方法

町長は指示に基づき清潔方法、消毒方法、そ族、昆虫等の駆除等を迅速、的確に実施する。

5 患者等に対する措置

- (1) 災害地に発生した感染症患者又は保菌者は、速やかに隔離収容する。
- (2) 災害の状況により感染症指定病院又は感染症病床に収容することが困難な場合、鳥栖保健福祉事務所長と協議のうえ、臨時に感染症病床を設置して収容する。

6 避難所の防疫措置

町長は、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図る。

7 感染症指定病院 資料編（感染症指定医療機関）による。

8 飼養動物の管理等について

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携に努めるものとする。

第3節 清掃計画

災害時における被災地の清掃は、次によるものとする。

1 実施責任者

被災地の清掃は、町長が行う。

2 清掃班の編成

清掃班は、厚生対策班長が町職員及び地区住民をもって編成する。

3 清掃方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に定める基準に基づいて実施する。

4 清掃施設等の状況

(1) ごみ処理施設の状況

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

設 置 場 所	処 理 能 力	処 理 方 法	備 考
筑紫野市大字 原田 1 3 8 9	2 5 0 t/日	高温ガス化直接 熔融炉	筑紫野・小郡・基山清掃 施設組合

第4節 し尿の処理

1 仮設トイレの設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、仮設トイレを避難所、避難場所や被災地内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

2 処理の方法

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量の見込み等を把握する。
- (2) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (3) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- (4) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。
- (5) し尿処理施設の状況

三神地区汚泥処理センター

設 置 場 所	処 理 能 力	処 理 方 法	備 考
神崎市千代田町 柳島 1 2 9 0	1 8 4 k1/日 (し尿 9 4 k1/ 日、浄化槽汚泥 9 0 k1/日)	水処理（膜分離高負 荷脱窒素処理＋高度 処理） 汚泥処理（コンポ スト設備＋焼却設備＋ 廃ブロック設備）	三神地区環境事 務組合

第6章 交通及び輸送計画

第1節 交通施設災害応急対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送及び一般交通の円滑を図るための道路、その他交通施設の災害応急対策は、次によるものとする。

1 実施責任者

町長は、町の管理する道路について危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講じておくとともに、災害が発生した場合は、迅速適切な措置がとれるよう努める。なお、町の管理に属しない道路については、関係機関と緊密な連絡を取り適切な措置をとる。

2 危険箇所の調査及び報告

- (1) 土木対策班は、町が管理する道路又は町の管理に属しない道路について危険箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他被災状況を町長に報告する。
- (2) 町長は、土木対策班から報告を受けたときは、その状況を直ちに東部土木事務所に報告するとともに関係機関へ連絡する。

3 応急措置

- (1) 町長は、町が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに復旧に努めるとともに迂回路を利用し交通を確保する。
- (2) 被害の程度により応急工事が不可能な場合、あるいは大規模な対策が必要である場合は、国、県及び建設業者の協力を得て、応急措置に万全を期す。

4 主要交通途絶予想箇所及び代替道路の状況

- (1) 道路（町道以外のものも含む）

番号	路線名	途絶予想箇所	延長	原因	代替道路
1	町道古屋敷線	小松～古屋敷	1,500m	山崩れ	林道寺谷～柿の原

- (2) 建設機械の調達

応急対策計画に必要な建設機械の調達は、資料編（建設機械の調達先一覧）による。

第2節 交通応急対策計画

災害時における交通応急対策は、次によるものとする。

1 危険箇所における交通の規制

- (1) 町長は、災害時において町が管理する道路の破損、決壊その他の事由により交通の危険を防止する必要があると認めるときは、鳥栖警察署長と連絡を取り、管理権に基づき、道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 町長は、道路の通行を禁止又は制限する場合は、禁止又は制限の区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

2 緊急輸送車両の手続

町長は、災害時における交通の禁止又は制限下において、緊急輸送のため車両を使用しようとするときは、警察署長の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

3 大規模交通事故応急対策

町長は、基山町内で発生した九州旅客鉄道（株）列車事故及び私鉄バス等の大規模交通事故において必要と認めたときは、関係機関と協議して、消防団等を出動させ、旅客の救出、退避等に協力する。

- (1) 九州旅客鉄道（株）列車事故による旅客の救出、退避等の応急対策について、基山駅運転取扱作業内規（昭和39年4月1日）第5章第55条により駅長から救援の要請があった場合は、町長は速やかに消防団等を出動させ協力する。

- (2) 私鉄バス等の大規模交通事故による被災者の救出、退避等の対策は第4章救助計画の第3節救出計画による。

第3節 輸送計画

災害対策の実施に必要な人員及び物資、資材等の緊急輸送は、次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は、町長が行う。ただし、町内の車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で確保することが効率的な場合は、近隣の市町又は県に協力を要請し、車両等の確保を図る。

2 輸送及び移送の方法

被害状況の推移により判断し、次の輸送及び移送方法のうち、もっとも適切な方法により行うものとする。

- (1) 電車等による輸送（移送）
- (2) バス、トラック等による輸送（移送）
- (3) ヘリコプターによる輸送（移送）
- (4) 人夫等による輸送（移送）

3 電車等による輸送（移送）

町長は、必要に応じて知事に要請する。

4 バス、トラック等による輸送（移送）

町所有のものを使用するが、不足する場合は、民間所有の車両を借上げる。

(1) 町有車両等の確保

ア 車両等の掌握は、総務対策班において行う。

イ 各対策班は、車両等を必要とするときは総務対策班に配車を依頼する。

ウ 総務対策班は、上記依頼があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ、使用車両を決定し依頼班に通知する。

(2) 町有以外の車両等の確保

ア 各対策班は、民間所有の車両等を確保する必要がある場合は、総務対策班に車両等の確保を依頼する。

イ 総務対策班は、上記の要請があった場合、次の順序で車両等の確保を図るものとする。

- (ア) 公共団体に属する車両等
- (イ) 営業用の車両等
- (ウ) 自家用の車両等

なお、町有車両の状況及び民間車両の調達については、資料編（災害時に必要な車両状況、車両の調達先一覧）による。

(3) 燃料の調達

燃料は、主に町内の業者から調達するが、その調達は資料編（燃料の調達先一覧）による。

5 ヘリコプターによる輸送（移送）

- （１）町長は、必要に応じて知事に要請する。
- （２）町長は、ヘリコプターからの物資投下が可能な地点の選定整備に努める。
- （３）ヘリコプター発着可能地点の状況。

場 所	面 積	備 考
基山小学校	10,000 m ²	・ ヘリポートの近くに、上空から確認し得る風の方 向を示す吹き流しまたは旗をたてること。 ・ 着陸地点には、石灰等を用いて円の直径20mの ○の記号を標示して着陸中心を示すこと。
若基小学校	12,900 m ²	
基山町営球場	9,800 m ²	
基山総合公園 多目的グラウンド	24,200 m ²	

6 人夫等による輸送（移送）

町内の状況に精通した住民に協力を要請して行う。この場合、町長は安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時に迅速、適切な措置がとれるよう努める。

7 物資の配送計画

- （１）災害の規模が小規模であり、町による避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

町内で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

- （２）支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、町民、町及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、町外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、町は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

8 物資の配布

町は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、災害が激甚などにより、町での対応が困難な場合は、県に対して支援物資の配送について支援を要請する。

第7章 農林対策計画

第1節 農林対策計画

災害時における農林対策は、次によるものとする。

1 農地、農作物等の被害防止対策

(1) 冠水排除対策

冠水地については、揚水ポンプ等を使用し、早期退水をはかる。

(2) 農作物及び農業施設対策

水害により農作物及び農業施設が被害を受けるおそれのある場合、及び受けている場合は、関係機関と連絡を取り、補植苗等の幹旋及び施設等の復旧を図り、被害を最少限度に食い止めるよう努める。

(3) ため池施設対策

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

2 畜産物の被害防止対策

豪雨による河川堤防の決壊、氾濫等による家畜の被害防止については、次により措置するものとする。

(1) 家畜の避難対策

ア 避難所の設置

災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、町長は、災害発生又は発生を予想される区域について、神社の境内、堤防、学校その他安全と思われる場所に応急畜舎、係留所、救護所、給水施設等を設置する。

イ 家畜の避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜の避難指示は、第4章救助計画の第2節避難計画による。

ウ 資材の整備

町内の農業関係団体及び関係生産組合と連携の下で必要資材を確保する。

(2) 家畜の防疫対策

災害の発生に際しては、県家畜保健衛生所の指導の下に、佐賀県農協技術職員等の協力を求めて、家畜救護班を編成し、次の措置を行うものとする。

ア 健康診断と病傷家畜の応急救護

被害地域に飼育されている家畜の保健診断とともに、病傷家畜についても応急手当を実施する。

イ 浸水汚染畜舎の消毒

被災地域の汚染畜舎については、一斉に畜舎を消毒する。

3 農業用機械器具、農業肥料対策

(1) 農機具の修理対策

被害農機具の修理については、佐賀県農協技術職員及び農機具関係業者をもって修理班を編成し、修理にあたる。

(2) 農薬、肥料等の備蓄供給対策

災害の状況に応じ直ちに実態を把握し、農業関係団体並びに業者と連携を保ち、必要量を確保して供給にあたる。

4 林産物対策

流水の被害防止対策として、次の通り措置するものとする。

- (1) 雨期前に材木の搬出を完了するよう関係者に勧告する。
- (2) 雨期中には、河川周辺の材木は安全地帯に搬出するよう関係者に指示するとともに、関係部落、消防団等によって警戒を行い流出防止を図る。

5 原子力災害による農林畜産物等の採取及び出荷制限

県から、農林畜産物等について下記の措置をとることを指示があった場合は、農林畜産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

また、下記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

- ア 農作物の作付け制限
- イ 農林畜産物等の採取の禁止
- ウ 農林畜産物等の出荷制限
- エ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- オ その他必要な措置

第8章 文教対策計画

第1節 文教対策計画

災害時における文教対策計画は、次によるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町立小中学校等の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- (2) 町立小中学校の児童生徒に対する災害応急教育は、町教育委員会が行う。
- (3) 町立小中学校長は、災害発生の場合に適切な措置がとられるよう具体的な応急対策計画をたてておく。

2 応急教育対策

(1) 臨時休業及び登下校の措置

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ臨時休業及び通学経路の変更、集団登下校等の措置をとる。
- イ 臨時休業措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話連絡及び有線放送連絡等の方法により、児童生徒に徹底する。
- ウ 登校後においては、注意事項を十分徹底させるとともに低学年児童にあつては、教師又は上級生等が地区別に付添い帰宅等の措置を講ずる。
- エ 危険区域は必要に応じて通行を禁止するとともに、監視員、誘導員を配置する。

（２）学校施設の確保

災害の規模、被害の程度により、次のように施設を利用するものとする。

ア 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、体育館等を利用し、なお不足する時は二部授業等の方法による。

イ 校舎の全部又は大部分が利用できない場合

区公民館、保育所、集会施設等の公共施設及び寺院、神社を利用し又は隣接学校の校舎等を利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校又は被災を免れた区公民館等の公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎を建設する。

エ 原子力災害により学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予想される場合

学校等や通学路等の汚染状況等を調査し、原子力災害により学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予想される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

オ 町内に適当な施設がない場合

東部教育事務所を通じて、県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

（３）教職員の確保

町教育委員会は、被災教育職員の状況を把握するとともに、県教育委員会と緊密な連絡を取り、教育職員の確保に務める。

３ 教科書及び学用品の給与

（１）給与の対象者

災害のため住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、学用品を直ちに入手することが出来ない児童生徒とする。

（２）給与の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品及び教科書の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

（３）学用品の調達

学用品の調達先は、町内から優先的に調達する。

（４）教科書及び学用品等の費用期間等

災害救助法が適用された場合に準じ、別に定める。

４ 学校給食対策

町教育委員会は、応急給食の必要があると認めたときは、関係機関と協議のうえ、応急給食を実施する。

５ 社会教育施設等の対策

区公民館等社会教育施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、関係災害対策班と協力

のうえ被災施設の応急修理を速やかに実施する。

第9章 消防・水防計画

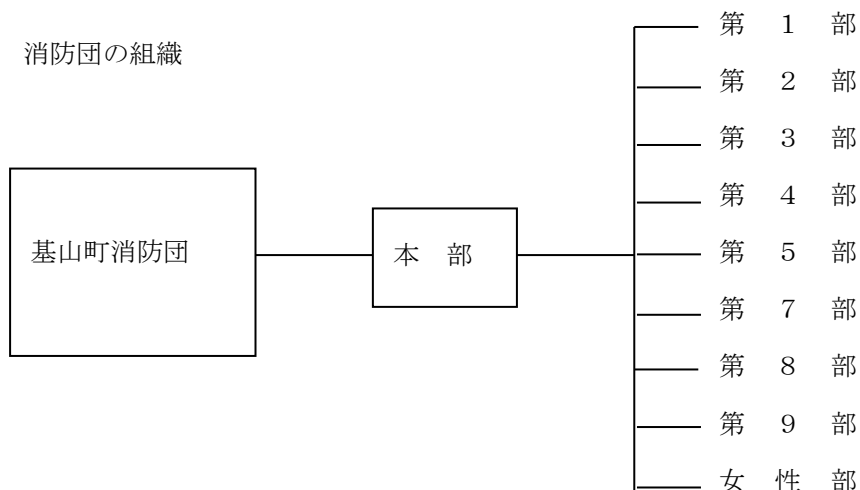
第1節 消防計画

消防の組織及び災害時における消防活動等は、次によるものとする。

1 消防組織

消防団の組織は、基山町消防団規則の定めるところによる。

なお、基山町災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の一環としての消防組織とする。



※ 消防施設の具体的状況は、資料編（消防施設の状況）による。

2 火災警報

(1) 警報の発令

町長は、知事から気象の状況が火災の予防上危険であることを通報されたとき、又は自らが危険であると認めたときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定により火災に関する警報を発令することができる。警報を発令した場合は、電話及び広報車等により住民に周知する。

(2) 警報発令中の警防体制

ア 火災警報を発令した場合は、消防車等により巡回して、警報発令中における火の制限、その他必要な事項について周知を図る。

イ 消防団は、各部ごとに所要の団員を詰所に待機させ、警戒出動体制を整える。

(3) 警報の解除

町長は、気象状況が火災の予防上危険でないと認めるときは、火災に関する警報を解除するとともに、消防車及び広報車等により住民に周知する。

3 消防活動

消防団員の招集及び出動、消火、救出、搬送、警戒、避難等の活動については、この計画に定めたとおりとする。

4 火災の防御

一般火災、特殊火災（特殊建築物、危険物）、林野火災、その他の火災（地震等による火災）については、それぞれの火災の特性を確実に把握し、周到なる防御計画を樹立する。

5 応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、相互応援協定を次の市と締結している。

佐賀県鳥栖市
福岡県小郡市
福岡県筑紫野市

6 消防施設等の整備

防火水槽は、消防水利の基本水利として、周囲との調整を図りつつ計画的に設置する。
その他の消防施設についても、整備基準に応じて整備していく。

第2節 水防計画

水防法に基づき、別に定める基山町水防計画によるものとするが、その概要は、次のとおりである。

1 水防活動の実施

水防活動の実施は、土木対策班が消防団等の協力を得て実施する。

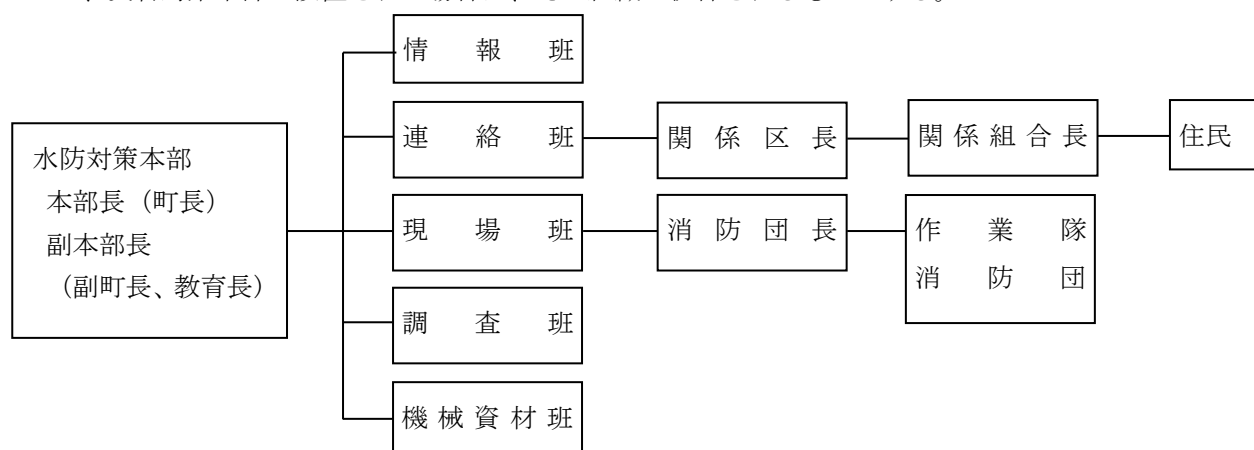
2 水防活動組織の編成

水防活動組織は、本部組織を除き他は第9章消防水防計画の第1節消防計画による組織を準用するものとする。

具体的な編成は、資料編（水防活動組織の編成）による。

3 水防対策本部の組織

水防計画に基づく水防指令が発令された場合の水防対策本部の組織は、次のとおりとする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、その組織に統合されるものとする。



4 水防非常配備体制

水防活動の非常配備の時期については、次の基準による。

配備の種類	内 容
第1配備体制 (警戒体制)	少数の人数をもってこれに当たり、情報連絡を主とし、事態の推移によって直ちに召集、その他の活動が出来るような体制
第2配備体制 (非常第1体制)	所属人員の約半数をもってこれに当たり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制
第3配備体制 (非常第2体制)	所属人員、全員をもってこれに当たる体制

指令の種類	配 備 時 期
第1号指令 (第1配備につくべき指令)	今後の気象情報及び水位情報等に注意し、警戒を要するが水防事態発生の予想にかなり時間的余裕があるとき発する指令
第2号指令 (第2配備につくべき指令)	水防非常事態が予想されるとき発する指令で、同時に水防警報発令を行う。
第3号指令 (第3配備につくべき指令)	事態が急迫し、第2配備では、処理困難な場合に発する指令

5 水防団の出動基準

水防団の出動については、次の基準により、水防管理者が指令する。

なお、本町においては消防団が水防団を兼ねるものとする。

出動準備	1 河川が増水し、水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 2 予報、警報等により洪水の危険を予知したとき。
出 動	1 氾濫注意水位に達することが予想されるとき。 2 予報、警報等により洪水の危険が切迫したとき。

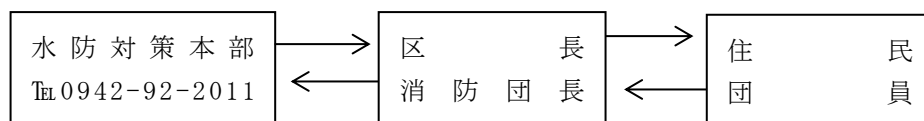
6 警戒及び水防の実施

警戒及び水防の実施については、町長の指令に基づき、次により行うものとする。

- (1) 水位観測及び区域内の警戒にあたり被害のおそれがある場合は、適切な工法に基づき水防を実施する。
- (2) 水防実施の状況を直ちに町長に速報し、破堤等の被害を生じた場合は、指示をうけ応急復旧にあたり、被害の軽減につとめる。

7 情報連絡系統

水防活動における町内の情報連絡系統は、次のとおりとし、直接又は電話若しくは防災行政無線によるものとする。ただし、緊急に一般に周知する場合は水防信号による。



8 水防信号

(1) 信号の種類

ア 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

- イ 第2信号 水防団に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの
 ウ 第3信号 基山町の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
 エ 第4信号 必要と認める区域内居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

(2) 信号の方法

区分方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○-休止-○-休止-○-休止	約5秒 ○-休止-○-休止-○-休止 (約15秒)
第2信号	○-○-○ ×3回	約5秒 ○-休止-○-休止-○-休止 (約6秒)
第3信号	○-○-○-○ ×3回	約10秒 ○-休止-○-休止-○-休止 (約5秒)
第4信号	乱 打	約1分 ○-休止-○-休止-○-休止 (約5秒)

- 備考 1 信号は適宜の時間継続する。
 2 必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用する。
 3 危険が去った時は、その旨広報伝達する。

9 河川の重要水防区域

No.	河 川 名	区 域
1	秋 光 川	脇田橋～宝満川合流点
2	実 松 川	無名堰～秋光川合流点
3	高 原 川	吉原橋～県境
4	関 屋 川	県境～高原川との分岐

10 主要河川における水防団待機水位及びはん濫注意水位

河 川 名	水 防 団 待 機 水 位	は ん 濫 注 意 水 位
秋 光 川 、 牛 会 橋	1. 9 0 M	2. 2 0 M

11 水防資材配置状況 (所在地～水防対策本部)

水防資材は、水防倉庫に保管するが、その資材数量は、資料編（水防資材配置状況）による。

第10章 公安対策計画

第1節 公安対策計画

災害時における公安対策は、次によるものとする。

- 1 災害時における警備活動は、佐賀県地域防災計画及び警察が定める規定による。
- 2 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、鳥栖警察署長に連絡し、両者は相互に協力する。

- 3 町長が、警察官の協力・出動を求める場合は、鳥栖警察署長に対し要請する。
- 4 鳥栖警察署長は、町長からの要請により、災対法第59条に基づき、事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知する。

前項により、警察署長が指示し、通知を行ったときは、町長が当該措置の事後処理を行う。
- 5 鳥栖警察署長は、現地警備本部を設置する必要があると認めた場合は町長の承認を得て、役場内に設置し、指揮体制をとり警備体制を確立する。
- 6 鳥栖警察署長は、警察署庁舎が倒壊又はそのおそれがあると認めた場合は、町長の承認を得て、警察署の機能を役場内に移転することができる。

第11章 自衛隊災害派遣要請計画

第1節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請は、次により行うものとする。

1 実施責任者

災害応急対策のため自衛隊の派遣を要請する場合、町長は知事を通じて行う。ただし、やむを得ない理由で知事に派遣要請するいとまがないときは、直接自衛隊に通知することにより、自衛隊は自主派遣することができる。この場合、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

2 災害派遣要請基準

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町自体で実施できる防災対策をとっても、なお万全を期することができないと認められるとき。
- (2) 災害に際して人命又は財産保護のため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

3 災害派遣要請要領

- (1) 町長は、知事による自衛隊の災害派遣要請を求めるときは、知事に対しおおむね次の各号について明らかにした文書をもって行うものとする。

ただし、そのいとまがないときは口頭又は電信もしくは電話によるものとし、後刻すみやかに文書を作成し正式に要請するものとする。

- ア 災害状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員、車両、船舶等の概数
- エ 派遣を希望する区域および活動内容
- オ その他参考となる事項

- (2) 自衛隊の災害派遣要請は、総務対策班が行う。
- (3) 派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県危機管理防災課(統括対策部)とする。

4 災害派遣部隊の受け入れ措置

- (1) 町長は、知事又は自らが災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

ア 派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受け入れのため必要な措置をとる。

イ 派遣部隊及び県との連絡員を指名し、連絡にあたらせる。

ウ 総務対策班は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

(2) 派遣部隊が到着した場合、おおむね次の要領により措置するものとする。

ア 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と作業計画等について協議し、必要な措置をとる。

イ 町長は、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、下記事項について記録するものとする。

(ア) 要請日時

(イ) 派遣部隊名及び指揮官の階級氏名

(ウ) 部隊員数

(エ) 活動内容

(オ) 主な使用器材

(カ) 活動日程（完了または撤収予定月日）

(3) 防災活動中の自衛隊災害派遣部隊から協力申出があった場合は、次の各号により措置するものとする。

ア 給食 イ 入浴 ウ 宿舎 エ その他

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したときは、速やかに文書をもって知事に報告する。

ただし、文書による報告のいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、後日文書を提出する。

6 経費の負担区分

(1) 自衛隊が準備する使用器材の操作並びに給食等に要する経費は、原則として自衛隊の負担とする。

ただし、現地で入手する必要がある場合は、状況により県又は町が自らの負担において、自衛隊に貸与又は提供する。

(2) 自衛隊に対する宿舎の提供及びこれに伴う光熱水費、電話使用料又は食糧の補給、借料及び損料等について自衛隊の負担とすることが適当でない場合は県と町が協議のうえ経費の負担区分を定める。

(3) 自衛隊からその器材又は物品の貸与を受けていたもので、損傷した場合も前項と同様とする。

第3編 災害復旧計画

災害が発生した場合は、今後の災害を防止し再度災害を根絶するために、この災害復旧計画に基づい

て早急に復旧を図るものとする。

第1章 災害復旧事業の促進

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて、早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、県警察と連携し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

災害復旧にあたっては、緊急事業の決定を行い迅速かつ適切な災害復旧を実施するとともに、復旧事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良、並びに復旧資材の円滑な供給等を行うことにより、民生の安定再度災害の防止を図るものとする。

1 河川災害復旧

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を追求し、再度災害の根絶及び災害の予防に重点を置き、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図り計画的な復旧工事を進める。

2 砂防設備災害復旧

砂防設備は、治山治水対策の基礎部門で、上流部からの土砂礫の流下を防ぐためのものである。したがって、砂防設備については再度災害の原因とならないような強度を有する工法をもって計画を進める。特に、本町では土石流災害が予想されるので、緊急砂防事業あるいは通年砂防事業を積極的に実施する。

3 道路災害復旧

道路は、産業経済の動脈であるとともに、住民の生活にも直接関連しているので、その災害に際しては直ちに応急復旧工事に着手する。

なお、応急復旧工事は、最近の自動車交通量の増加及び交通荷重の増大を考慮し、自然災害の防除とともに交通保全の見地を含めた工法によって積極的に早期復旧を進める。

4 橋りょう災害復旧

橋りょう災害復旧は、道路災害復旧と一体的なものであるため、道路災害復旧工事とともに直ちに仮設工事又は応急復旧工事に着手する。

なお、洪水量の流下能力の増大を図るとともに、交通保全のためにできる限り永久橋で復旧を促進する。

第3節 農林水産業施設災害復旧事業計画

本町における農業災害には、河川や溜池の氾濫越流及び堤防決壊に起因した表土の流出、又は、土砂の堆積、崖くずれ、地すべり等がある。

さらに、農業用施設の災害には、用排水路の破堤及び決壊等並びに農道の埋没及び決壊等並びに溜池の全壊、決壊及び埋没等がある。

これらの災害復旧は、原形復旧工事の傾向が強く、再度災害を受ける事例もあった。従って今後の災害復旧は、その原因をあらゆる角度から調査し、原形復旧工事にとどまることなく関連事業を取り組んで再度災害の発生を防止する。

また、佐賀県農協等が所有する倉庫、加工施設共同作業場及びその他の農林水産業者に供する施設で政令に定められたものが災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

第4節 都市災害復旧事業計画

都市施設の災害や都市計画区域内における街路、公園等の災害、市街地の土砂堆積等は、住民生活と密接な関係があるので早期復旧を図り、住民の生活の安定確保に努める。復旧にあたっては、都市環境の整備と美観を考慮しつつ、あわせて防災構造化を図る。

第5節 住宅災害復旧事業計画

住宅は、生活の基本で住民生活安定のためには欠くことができないものであり、その災害に際しては次により早期に建設と復旧を行うものとする。

- 1 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に対しては、必要に応じて公営住宅の建設を行う。（公営住宅法）
- 2 既設公営住宅の復旧については、今後の防災を十分考慮した復旧を行う。（公営住宅法）
- 3 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設及び補修資金等の個人貸付制度等の活用を図る。

第6節 公立文教施設災害復旧事業計画

1 施設災害復旧計画

（1）計画の方針

公立学校の施設が被災したときは、県及び関係機関と協議して速やかに災害復旧を行う。復旧に際しては、今後の災害を未然に防止することを主目的に改良復旧する。

（2）計画の内容

学校施設が災害を受けたときは、学校長は具体的な被害の状況を的確かつ迅速に教育委員会に報告する。

教育長は、技術職員を含む職員を派遣してその実状を調査し、被害の程度を確認するとともに必要に応じて応急措置をとり、教育委員会に災害速報を提出する。

教育委員会は、土木対策班の応援を受け被災の程度に応じて災害復旧事業の計画を国県に報告し、災害査定を受けたのち災害復旧事業に着手する。

2 建物以外の工作物、土地、設備の災害復旧計画

（1）計画の方針

建物以外の工作物、土地、設備の災害については、関係機関と連絡し災害の種類、程度に応じ応急措置及び災害復旧工事を実施し、日常の教育活動に支障のないように努める。

(2) 計画の内容

建物以外の工作物、土地、施設が被災したときは、学校長はその被災状況を的確迅速に教育委員会に報告する。

教育委員会は、報告に基づき、現地調査を行い、その結果について県教育委員会に報告するとともに技術担当課の応援を得て測量設計を行い国県の査定結果に基づき災害復旧をする。

災害復旧に当たっては、改良復旧を本旨として実施する。

第7節 上下水道災害復旧計画

上下水道は、住民生活と特に密接な関係にあるので、飲料水の給水と相まって早急に復旧を図る。

第8節 原子力災害復旧計画

1 放射性物質による汚染の除去等

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関等と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

(1) 除染の実施

町は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

(ア) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

(イ) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。

(ウ) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(エ) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

(2) 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関等と連携し、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住

民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

町は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

(3) 各種制限措置の解除

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員の判断又は県からの各種制限措置の解除指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

ア 影響調査の実施

町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

イ 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

(5) 風評被害等の影響の軽減

町は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

(6) 心身の健康相談活動

町は、国からの放射性物質による汚染調査状況調査や、原子力災害指針に基づき、住民に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

第2章 災害復旧上必要な融資その他の計画

第1節 被災者の生活再建等への支援

1 被災者相談

町は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望若しくは相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

2 災害証明の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度や災害証明の交付体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に災害証明を交付する。

第2節 生活資金の確保に関する計画

1 生活福祉資金

被災者に対する生活資金、生業資金及び被災家屋復旧資金等は、県の生活福祉資金の貸付制度により貸付を行う。

(1) 貸付対象者

金融機関その他から借入れのできない低所得世帯であること。

(2) 申込方法

ア 町社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会に借入申込書を提出する。

イ 町長の被災証明書を添付する。

(2) 種類及び条件

県生活福祉資金借付制度による。

2 生活保護

災害により生活が困窮し、最低限度の生活が維持できない者に対しては、生活保護法を適用し、必要な保護を行うとともに最低限度の生活を保障し、その自立を助長するよう努める。

第3節 その他の生活資金に関する計画

母子福祉資金、寡婦福祉資金、小災害り災者に対する措置は、県の制度によるが、町は県の制度が利用できるように積極的に指導協力する。

なお、町の制度も活用する。(参考 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例)

第4節 税の徴収猶予、減免に関する計画

1 国税の減免等の措置

(1) 国税の期限の延長

災害により、国税に関する法律に基づく申告、申請請求、届け出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までに、これらの行為をすることができないときは、国税通則法第11条及び同法施行令第3条による。

(2) 所得税の減免

災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者の所得税は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条による。

また、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予についても同法第3条による。

2 県税の減免等の措置

(1) 県税の期限延長 2ヶ月以内

(地方税法第20条5の2、県税条例第9条の2)

(2) 県税の徴収猶予 1年以内(やむを得ない場合2年)(地方税法第15条)

(3) 県税の減免

ア 個人の県民税(地方税法第45条)

イ 個人の事業税(地方税法第72条の62、県税条例第56条)

ウ 不動産取得税(地方税法第73条の31、県税条例第69条)

3 町税の減免等の措置

- (1) 町税の期限延長（地方税法第20条5の2、基山税条例第18条の2）
- (2) 町税の徴収猶予（地方税法第15条）

第5節 郵便事業の災害特別事務取り扱い等

1 郵便はがき等の無料交付

ア 災害救助法第2条に規定する災害で、同法23条の第1項第1号又は第3号に掲げる救助（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）を受けるものについては、郵便はがきおよび郵便書簡の無料交付を行うことができる。

イ 交付枚数（1世帯当たり）

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 郵便はがき | 5枚以内 |
| (イ) 郵便書簡 | 1枚以内 |

2 小包郵便物の料金の免除

天災その他の非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、当該災害地の被害者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に於てた救助物資を内容とする小包郵便の料金を免除することができる。

3 銀行預金者に対する非常払渡し

銀行協会が災害の規模に応じて、その都度協議して非常払渡しの取扱の方法等を決定する。

第6節 農林業に対する復旧金融の確保

災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対して、災害復旧及び災害による経常資金の融資措置としてつなぎ融資の手段を構ずるとともに積極的な融資計画を促進する。

1 天災資金の貸付

天災により被害を受けた農林業者に対する経営に必要な資金は、天災融資法に基づき貸付を行う。

資金の種類	農林漁業経営資金
-------	----------

2 農林漁業資金の貸付

農林漁業資金は、償却資産であるような施設の資金に対し農林漁業金融公庫法に基づき貸付を行う。

資金の種類	主務大臣指定施設（災害）資金
	農業基盤整備（災害）資金
	果樹植栽資金
	自作農維持資金

（参考）基山町天災による被害農林業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例。

第7節 中小企業に対する復旧資金の確保

被災した中小企業者の早期回復を図るため、関係機関の融資等が円滑に行われるように資金対策

を実施する。

1 金融の種類

- (1) 政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）
- (2) 市中の金融機関による特別融資
- (3) 県制度金融による融資
- (4) 中小企業高度化資金融資

2 被災中小企業者に対する資金対策等の措置

- (1) 激甚災害指定の要請
- (2) 政府系金融機関に対する融資の要請
- (3) 市中金融機関に対する特別融資の要請
- (4) 県信用保証協会に対する債務保証促進の要請

第8節 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第4編 複合災害対策計画

本編は、東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定したものである。

複合災害時にも、本計画に掲げる災害応急対策計画、災害復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、災害応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本編においては特に、災害応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第1節 災害予防対策計画

災害予防対策計画の定めるところによる。

ただし、災害予防計画の実施に当たっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

災害応急対策計画の定めるところによる。

ただし、複合災害時には、災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意するものとする。

1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

- (1) 複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、町、県その他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展にかんがみ、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に町、県その他の防災関係機関は情報収集及び情報共有に努めるものとする。

2 活動体制

各防災関係機関は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

(1) 町の活動体制

ア 方針

町は、複合災害時には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

イ 設置基準

災害対策本部設置基準に該当する場合又は住民の安全確保等のために町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ウ 廃止基準

災害対策本部廃止基準に定めるところによる。ただし、住民の安全確保等のために町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

エ 災害対策本部の組織、配備体制等

災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は、第2編災害応急対策計画に定めるところによる。

3 応急対策活動に係る留意点

(1) 情報の収集

複合災害時には、町は災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や県、道路管理者等からの自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを県及びその他の防災関係機関で共有を図るものとする。

(2) 住民への情報提供、相談体制に係る留意点

町は、県とともに、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること又は広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

(3) 避難等の防災活動

町は、(1)により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定

又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。

町は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

また、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が市町、その他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る避難所としての使用状況に基づき、町に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。

(4) 防災設備・機材の損壊時の対応に係る留意点

ア 緊急時モニタリング体制

町は、自然災害により可搬型モニタリングポストが倒壊等により観測できなくなったときは、県に連絡し、指示に従うものとする。

イ その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、町は県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、その体制の確保を図るものとする。

(5) 緊急輸送活動

町は、(1)により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。

また県においては、これらの状況を勘案し、ヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を速やかに行う。

第3節 災害復旧計画

災害復旧計画の定めるところによる。

基山町地域防災計画

令和7年5月

発 行 佐賀県基山町
担 当 課 総務課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
TEL (0942) 92-2011 (代)
FAX (0942) 92-2084
<http://www.town.kiyama.lg.jp/>
